

令和8年4月23日判決言渡

令和7年(行ケ)第10069号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 令和8年2月26日

判 決

5

原 告 日本製紙クレシア株式会社

同訴訟代理人弁護士 三 村 量 一

同 早 田 尚 貴

10

同 高 橋 綾

同 宮 澤 真 志

同訴訟代理人弁理士 寺 本 光 生

被 告 大 王 製 紙 株 式 会 社

15

同訴訟代理人弁護士 片 山 英 二

同 大 月 雅 博

同訴訟代理人弁理士 加 藤 志 麻 子

同訴訟代理人弁護士 黒 田 薫

20

同 梶 並 彰 一 郎

同訴訟代理人弁理士 石 原 俊 秀

同訴訟代理人弁護士 野 中 啓 孝

同訴訟代理人弁理士 角 淵 由 英

同訴訟代理人弁護士 小 幡 久 樹

25

主 文

1 原告の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

5 特許庁が無効2023-800037号事件について令和7年6月3日にした審決のうち、請求項1、3～4、6～7に係る部分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 特許庁における手続の経緯等

10 (1) 原告は、平成27年8月31日を出願日（以下「本件出願日」という。）とし、名称を「ロール製品パッケージ」とする発明につき特許出願（特願2015-170914号。以下「本件出願」といい、本件出願の際に添付された明細書を「本件明細書」といい、図面を単に「図面」という。なお、以下、本件明細書、甲1及び甲2の段落の番号を記載する際、「段落」の表記は省略する。）をし、令和元年9月27日、特許権の設定登録（特許第6590596号。登録時の請求項の数5。爾後、特許請求の範囲は訂正されるが、以下、特許請求の範囲の訂正の前後を通じて、この特許を「本件特許」という。）を受けた。登録時の特許請求の範囲の請求項の記載は、別紙1特許公報写しの【特許請求の範囲】の箇所に記載のとおりである。（甲11）

15 (2) 本件特許について、令和2年4月16日、特許異議の申立てがされた。原告は、同年10月28日付けで特許請求の範囲を訂正する内容の訂正請求をした。特許庁は、令和3年3月2日、上記訂正請求による特許請求の範囲の訂正を認め、請求項1ないし5の特許を維持するとの異議の決定をした。（甲20）

20 (3) 被告は、令和5年6月15日、本件特許（上記(2)の異議事件で認められた訂正後の請求項1ないし5）を無効とすることを求める無効審判請求をした（無効2023-800037号事件。以下「本件無効審判請求」という。）。

25 (乙9)

- 5 (4) 原告は、令和6年7月16日付けで審決の予告（以下「本件審決予告」という。）を受け、同年9月20日付けで、特許請求の範囲を訂正する内容の訂正請求をし（甲12）、同年11月27日付けで、同年9月20日付け訂正請求書の全文を補正する手続補正をした（甲13。以下、同年11月27日付け手続補正で補正された訂正請求書による訂正請求を「本件訂正請求」とい
10 い、本件訂正請求による訂正を「本件訂正」という。）。本件訂正は、上記(2)の異議事件で認められた訂正後の請求項1ないし5のうち、請求項1の記載を訂正し、請求項2を削除し、訂正前の請求項1及び2を引用していた請求項3を請求項1のみを引用するよう訂正し、訂正前の請求項1を引用していた請求項4を請求項1の記載を引用しないものに改め、請求項5を削除し、
15 訂正前の請求項1、2を引用していた請求項4を請求項1、2の記載を引用しないものに改めて新たに請求項6とし、削除することとした訂正前の請求項5を新たな請求項7とし、訂正後の請求項1、3、4、6に従属する請求項として訂正するものであった。
- 20 (5) 特許庁は、令和7年6月3日、「特許第6590596号の特許請求の範囲を、令和6年9月20日提出の訂正請求書に添付された訂正特許請求の範囲のとおり、訂正後の請求項〔1～7〕について訂正することを認める。特許第6590596号の請求項1、3～4、6～7に係る発明についての特許を無効とする。特許第6590596号の請求項2及び5に係る発明についての本件審判の請求を却下する。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、令和7年6月13日、原告に送達された。
- (6) 原告は、令和7年7月11日、本件審決の取消しを求めて本件訴えを提起した。

2 特許請求の範囲の記載

- 25 本件訂正後の特許請求の範囲の記載は、以下のとおりである（以下、請求項1、3、4、6、7に記載された発明をそれぞれ「本件発明1」、「本件発明3」

などといい、これらの発明を総称して「本件発明」という。)

(1) 請求項 1

フィルムからなる包装袋に、衛生薄葉紙の 2 p 1 y のエンボス処理されたシートを巻いたロール製品を複数個収納してなるロール製品パッケージであ
5 つて、

前記ロール製品が軸方向を上下にして一列に 2 個並べた段を 2 段重ねて前記包装袋に包装してなり、

前記包装袋は筒状のガゼット袋から構成され、前記ロール製品を囲む略直
10 方体状の本体部と、前記本体部の上辺のうち、互いに対向する長辺から上方
に向かってそれぞれ切妻屋根型に延びて接合された把持部と、を有し、

前記把持部には、ほぼ中央に上向きに非切抜部を有するほぼ長円の一つの
スリット状の指掛け穴、又は上向きに非切抜部を有して横方向に沿って並ぶ
二個のスリット状の指掛け穴が形成されており、

前記ロール製品の巻長が 6 3 ~ 1 0 3 m、コアを含む 1 個の前記ロール製
15 品の質量が 2 0 0 ~ 3 7 0 g であり、

(前記包装袋内の 4 個の前記ロール製品の質量) / (前記フィルムの坪量)
が 2 5 ~ 8 0 (g / (g / m²)) であり、

前記長辺から前記把持部までの前記包装袋の傾斜角 θ が 2 5 ~ 4 5 度であ
り、

20 前記長辺同士の間隔 W が 1 0 5 ~ 1 3 4 mm であり、

前記ロール製品の巻き硬さが 1 . 0 ~ 3 . 0 mm であり、

前記把持部の前記長辺方向に沿う長さが (前記ロール製品の巻直径 × 2)
の 7 2 % 以上であり、前記把持部の前記長辺方向に沿う長さの上限は (前記
ロール製品の巻直径 × 2) であるロール製品パッケージ。

25 (2) 請求項 3

前記フィルムの坪量が 1 3 ~ 3 9 g / m² である請求項 1 記載のロール製

品パッケージ。

(3) 請求項 4

フィルムからなる包装袋に、衛生薄葉紙の 2 p l y のエンボス処理されたシートを巻いたロール製品を複数個収納してなるロール製品パッケージであ
5 って、

前記ロール製品が軸方向を上下にして一列に 2 個並べた段を 2 段重ねて前記包装袋に包装してなり、

前記包装袋は筒状のガゼット袋から構成され、前記ロール製品を囲む略直
10 方体状の本体部と、前記本体部の上辺のうち、互いに対向する長辺から上方
に向かってそれぞれ切妻屋根型に延びて接合された把持部と、を有し、

前記把持部には、ほぼ中央に上向きに非切抜部を有するほぼ長円の一つの
スリット状の指掛け穴、又は上向きに非切抜部を有して横方向に沿って並ぶ
二個のスリット状の指掛け穴が形成されており、

前記ロール製品の巻長が 6 3 ~ 1 0 3 m、コアを含む 1 個の前記ロール製
15 品の質量が 2 0 0 ~ 3 7 0 g であり、

(前記包装袋内の 4 個の前記ロール製品の質量) / (前記フィルムの坪量)
が 2 5 ~ 8 0 (g / (g / m²)) であり、

前記長辺から前記把持部までの前記包装袋の傾斜角 θ が 2 5 ~ 4 5 度で
あり、

20 前記長辺同士の間隔 W が 1 0 5 ~ 1 3 4 m m であり、

(前記ロール製品の巻き硬さ (m m) / 前記フィルムの坪量 (g / m²))
が 0 . 0 3 5 ~ 0 . 1 3 (m m / (g / m²)) であり、

前記把持部の前記長辺方向に沿う長さが (前記ロール製品の巻直径 × 2)
の 7 2 % 以上であり、前記把持部の前記長辺方向に沿う長さの上限は (前記
25 ロール製品の巻直径 × 2) であるロール製品パッケージ。

(4) 請求項 6

フィルムからなる包装袋に、衛生薄葉紙の 2 p l y のエンボス処理されたシートを巻いたロール製品を複数個収納してなるロール製品パッケージであつて、

前記ロール製品が軸方向を上下にして一列に 2 個並べた段を 2 段重ねて前記包装袋に包装してなり、

前記包装袋は筒状のガゼット袋から構成され、前記ロール製品を囲む略直方体状の本体部と、前記本体部の上辺のうち、互いに対向する長辺から上方に向かってそれぞれ切妻屋根型に延びて接合された把持部と、を有し、

前記把持部には、ほぼ中央に上向きに非切抜部を有するほぼ長円の一つのスリット状の指掛け穴、又は上向きに非切抜部を有して横方向に沿って並ぶ二個のスリット状の指掛け穴が形成されており、

前記ロール製品の巻長が 6 3 ~ 1 0 3 m、コアを含む 1 個の前記ロール製品の質量が 2 0 0 ~ 3 7 0 g であり、

(前記包装袋内の 4 個の前記ロール製品の質量) / (前記フィルムの坪量) が 2 5 ~ 8 0 (g / (g / m²)) であり、

前記長辺から前記把持部までの前記包装袋の傾斜角 θ が 2 5 ~ 4 5 度であり、

前記長辺同士の間隔 W が 1 0 5 ~ 1 3 4 m m であり、

前記ロール製品の巻き硬さが 1 . 0 ~ 3 . 0 m m であり、

(前記ロール製品の巻き硬さ (m m) / 前記フィルムの坪量 (g / m²)) が 0 . 0 3 5 ~ 0 . 1 3 (m m / (g / m²)) であり、

前記把持部の前記長辺方向に沿う長さが (前記ロール製品の巻直径 × 2) の 7 2 % 以上であり、前記把持部の前記長辺方向に沿う長さの上限は (前記ロール製品の巻直径 × 2) であるロール製品パッケージ。

(5) 請求項 7

前記シートの 1 枚当たりの坪量が 1 3 g / m² を超え 1 7 g / m² 以下で

ある請求項 1、3、4、6 のいずれか一項記載のロール製品パッケージ。

3 本件無効審判請求で主張された無効理由

被告は、本件無効審判請求において、甲 1（特開 2011-189965 号公報、別紙 3）に基づく進歩性欠如、及びサポート要件違反の無効理由を主張した。このうち、進歩性欠如の無効理由の概要は、以下のとおりである。

本件発明は、甲 1 に記載された発明及び甲 2（特開 2015-101388 号公報、別紙 4）に記載された技術的事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができないものであるから、本件発明に係る特許は同法 123 条 1 項 2 号に該当し、無効とすべきものである。

4 本件審決の理由等

本件審決は、被告の主張した無効理由のうち、サポート要件違反の無効理由は理由がないとしたが、進歩性欠如の無効理由は理由があり、本件発明（本件発明 1、3、4、6、7）についての特許は、特許法 29 条 2 項の規定に違反してされたものであるから、同法 123 条 1 項 2 号に該当し無効とすべきものであると判断した。進歩性欠如の無効理由に関する本件審決の判断の要旨は次のとおりである。

(1) 甲 1 に記載された発明（本件審決「理由」第 7 の 1(2)ア)

甲 1 には、以下の発明（以下「甲 1 発明」という。）が記載されていると認められる。

「チューブ状フィルムからなる包装袋 100 に、トイレットペーパー等のシートを巻いたロール製品 50 を複数個収納してなるロール製品パッケージであって、

前記ロール製品 50 が上下方向に軸を揃えて 2 個重ねたロール製品 50 を縦横 2 列（合計で 8 個）収納して前記包装袋 100 に包装してなり、

前記包装袋 100 はチューブ状フィルムの左右両側をガセット 8 として

内側に対称的に折り込み、各ガセット 8 の折り込み端縁 8 a が包装袋 1 0 0 の横方向 S（当審注：甲 1 の図 1 の左右方向）中央付近で近接するように平面状に折り畳まれ、前記ロール製品 5 0 を囲む矩形断面の 4 つの側面を構成する本体部 6 と、前記本体部 6 の上辺のうち、互いに対向するパネル部山折り稜線 4 5、5 5 から上方に向かってそれぞれ切妻屋根状に延びて一体化して固定された持手部 4 と、を有し、

前記持手部 4 には、横方向 S に沿って延びるスリット主部 2 a と、スリット主部 2 a の両端からそれぞれ持手部 4 の上端に向かい、外側に凸状に膨らむ略半円状をなすと共に内側に延びる終端 2 c を有する弧状スリット部 2 b とを連続し、両弧状スリット部 2 b の終端 2 c 同士の間が上向きの非切抜部をなしているスリット 2 を切抜いて指が挿通できる部分が形成されており、

前記パネル部山折り稜線 4 5、5 5 から前記持手部 4 までの前記包装袋 1 0 0 のパネル部の傾斜角 θ が 2 0 ~ 5 0 度である、

ロール製品パッケージ。」

(2) 甲 2 に記載された事項（本件審決「理由」第 7 の 1 (2)イ）

甲 2 の記載事項、特に甲 2 の第 2 の形態及びロール製品が 2 p 1 y である実施例 1 ないし 6 に注目すると、甲 2 には以下の技術事項（以下「甲 2 記載事項」という。）が記載されているといえる。

「フィルムからなる包装袋 2 0 に、衛生薄葉紙の 2 p 1 y のエンボス処理されたシートを巻いたロール製品を複数個収納してなるロール製品パッケージであって、

前記ロール製品が軸方向を上下にして一列に 2 個並べた段を 2 段重ねて前記包装袋 2 0 に包装してなり、

前記包装袋 2 0 の上面を跨いで接合された帯状フィルムからなる把持部 4 0 を有し、

前記フィルムの坪量 g/m^2 (a)、フィルムの厚さ μm (b)、前記ロー

ル製品の巻長 m (c)、トイレットロールの巻直径 mm (d)、コアを除く
1個の前記ロール製品の質量 g (e)、巻き硬さ mm (f)、シート1ply
当たりの坪量 g/m^2 (g)、(前記ロール製品の巻き硬さ(mm)/前記
フィルム)の坪量(g/mm^2) (h) (当審注:【表1】の巻き硬さとフィ
5 ルムの坪量から計算したもの)が、それぞれ以下のとおりであるロール製品
パッケージ。

実施例1: a 25.5、b 29、c 75、d 120、e 257、f 1.8、g 15.0、
h 0.071

10 実施例2: a 32.5、b 36、c 75、d 120、e 257、f 1.8、g 15.0、
h 0.055

実施例3: a 32.5、b 36、c 66、d 120、e 226、f 2.3、g 15.0、
h 0.071

実施例4: a 32.5、b 36、c 93、d 133、e 318、f 1.7、g 15.0、
h 0.052

15 実施例5: a 40.5、b 47、c 75、d 120、e 257、f 1.8、g 15.0、
h 0.044

実施例6: a 32.5、b 36、c 75、d 120、e 287、f 1.2、g 16.8、
h 0.037」

(3) 本件発明1について

20 ア 本件発明1と甲1発明の一致点及び相違点(本件審決第7の2(1)アない
しウ)

[一致点]

「フィルムからなる包装袋に、衛生薄葉紙のシートを巻いたロール製品を
複数個収納してなるロール製品パッケージであって、

25 前記包装袋は筒状のガゼット袋から構成され、前記ロール製品を囲む略
直方体状の本体部と、前記本体部の上辺のうち、互いに対向する長辺から

上方に向かってそれぞれ切妻屋根型に延びて接合された把持部と、を有し、
前記把持部には、ほぼ中央に上向きに非切抜部を有するほぼ長円の一つの
スリット状の指掛け穴、又は上向きに非切抜部を有して横方向に沿って
並ぶ二個のスリット状の指掛け穴が形成されており、

5 前記長辺から前記把持部までの前記包装袋の傾斜角 θ を有している、
ロール製品パッケージ。」

[相違点]

<相違点 1 >

「衛生薄葉紙のシートを巻いたロール製品」について、本件発明 1 では
10 「衛生薄葉紙の 2 p l y のエンボス処理されたシートを巻いた」ものであり、
「軸方向を上下にして一列に 2 個並べた段を 2 段重ねて前記包装袋に
包装してな」り、また、「巻長が 6 3 ~ 1 0 3 m、コアを含む 1 個のロー
ール製品の質量が 2 0 0 ~ 3 7 0 g であり、(前記包装袋内の 4 個の前記ロー
ール製品の質量) / (前記フィルムの坪量) が 2 5 ~ 8 0 (g / (g / m²))
15 であ」るのに対して、甲 1 発明では「衛生薄葉紙のシートを巻いた」もの
であり、「上下方向に軸を揃えて 2 個重ねたロール製品 5 0 を縦横 2 列(合
計で 8 個)収納してな」り、また、「巻長」、「コアを含む 1 個のロール
製品の質量」及び「(前記包装袋内の 4 個の前記ロール製品の質量) / (前
記フィルムの坪量)」について特定していない点。

20 <相違点 2 >

本件発明 1 では、「ロール製品パッケージ」が「長辺から把持部までの
包装袋の傾斜角 θ が 2 5 ~ 4 5 度であり、長辺同士の間隔 W が 1 0 5 ~ 1
3 4 mm である」のに対して、甲 1 発明では、「上下方向に軸を揃えて 2
個重ねたロール製品 5 0 を縦横 2 列(合計で 8 個)収納してな」るもの
として、「パネル部山折り稜線 4 5, 5 5 から持手部 4 までの包装袋 1 0 0
25 のパネル部の傾斜角 θ が 2 0 ~ 5 0 度であ」り、また、「パネル部山折り

稜線 4 5, 5 5 同士の間隔」については明らかでない点。

<相違点 3 >

本件発明 1 では、「前記ロール製品の巻き硬さが 1. 0 ~ 3. 0 mm である」のに対して、甲 1 発明では、巻き硬さについて特定していない点。

5 <相違点 4 >

本件発明 1 では、「前記把持部の前記長辺方向に沿う長さが（前記ロール製品の巻直径×2）の 7 2 % 以上であり、前記把持部の前記長辺方向に沿う長さの上限は（前記ロール製品の巻直径×2）である」のに対して、甲 1 発明では、本件発明 1 のような構成について規定しない点。

10 イ 相違点 1 及び相違点 2 について（本件審決「理由」第 7 の 2 (1) エ）

相違点 1、2 に関し、本件発明 1 は、ロール製品の巻長、コアを含む 1 個のロール製品の質量、（前記包装袋内の 4 個の前記ロール製品の質量）／（前記フィルムの坪量）の値を前提としたロール製品の配置、及びこれに起因した包装袋の傾斜角 θ 、及びロール製品パッケージの長辺同士の間隔 W といったパッケージングに関するものとして特に関連が強いため、ま

15 とめて判断する。

(ア) 本件発明 1 に係る本件出願時における技術常識について（以下、本件審決が次の a ないし d のとおり認定した技術常識を、それぞれ「技術常識 a」ないし「技術常識 d」という。）

20 a 省スペース、取替頻度現象のための長巻き化について、1 ロールの巻き長を長くしつつ、1 パッケージ当たりのロール数を減じて省スペースを図るニーズが古くからあり、本件出願当時にあつては、技術常識として知られていたものと認められる（引用文献 1〔上田、トイレットペーパーの知られざる「表と裏」第 2 頁、東洋経済 ON LINE、平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日、インターネット〕、引用文献 2〔“JIS P4501-

25 1993、トイレットペーパー”、平成 2 7 年 8 月 5 日、日本工業規格、

インターネット]、甲2)。

b 4ロールパッケージについて、「軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて前記包装袋に包装」することは古くから行われており、そのニーズがあったことは当該技術分野における技術常識であると認められる(引用文献1)。

c 衛生薄葉紙を2plyにすることについて、「衛生薄葉紙」には「1plyのシートを巻いたもの」及び「2plyのシートを巻いたもの」が存在し、消費者の嗜好に合わせて適宜選択するものであることは、本件発明の技術分野における当業者が広く認識していた技術常識といえる(甲7〔上田、トイレットペーパーの知られざる「表と裏」第2頁、東洋経済ONLINE、平成26年12月12日、インターネット])。

d 衛生薄葉紙のシートを巻いたロール製品の芯の重さについて、引用文献3(“平成30年5月特集「1人1日10グラム」の減量にご協力下さい!”、平成30年5月1日、埼玉県日高市、インターネット)には「トイレットペーパーの芯(6グラム)」、引用文献4(daj*****さん、“トイレットペーパーの長さを計算するにはどうしたらいいですか?”、YAHOO!知恵袋、平成31年4月2日、インターネット)には「芯の重さ4g」と記載されており、おおよそこの程度の重さであったことが技術常識として知られていたと認められる。

(イ) 相違点1の容易想到性について

甲2記載事項の「衛生薄葉紙の2plyのエンボス処理されたシートを巻いたロール製品を複数個収納してなるロール製品パッケージであつて、前記ロール製品が軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて前記包装袋20に包装」することは、相違点1に係る本件発明1の「衛生薄葉紙の2plyのエンボス処理されたシートを巻いた」ものを

「軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて前記包装袋に包装してな」という事項に相当する。

甲2記載事項における巻長(m)が66、75、93であることは、相違点1に係る本件発明1の「巻長が63～103m」に相当する。

5 甲2記載事項のコアを除く1個の前記ロール製品の質量は、226g、257g、287g、318gであり、技術常識dに照らし、コアを含む重量に換算すると、おおよそ230～232g、261～263g、291～293g、322～324g程度となることは当業者に自明であるから、相違点1に係る本件発明1の「コアを含む1個のロール製品の質量が200～370g」であることに相当する。

10 さらに、相違点1に係る本件発明1の「(前記包装袋内の4個の前記ロール製品の質量) / (前記フィルムの坪量)」のパラメータに関しては、甲2記載事項(前記(2))における各実施例のフィルムの坪量 g/m^2 (a)の数値、及びコアを含む1個の前記ロール製品の質量gから算出
15 することができ、実施例1は40.9～41.3、実施例2は32.1～32.4、実施例3は28.3～28.6、実施例4は39.6～39.9、実施例5は25.8～26.0、実施例6は35.8～36.1と、それぞれ計算されるから、相違点1に係る本件発明1の「(前記包装袋内の4個の前記ロール製品の質量) / (前記フィルムの坪量)」
20 を満足する。

そして、「ロール製品」に関し、2plyのシートを採用し、その巻数を増加し、1パッケージ当たりの個数を減ずることを検討することは、技術常識aないしcに照らして当業者が適宜行うべきものであるから、2plyのシートの巻数を増加し、1パッケージ当たりの個数を減ずる
25 方向となる甲2記載事項を甲1発明に適用する動機付けは十分存在するものである。

以上を踏まえると、甲1発明に甲2記載事項を適用し、相違点1に係る本件発明1の構成を得ることは、当業者にとって容易に想到し得たものである。

(ウ) 相違点1に係る本件発明1の数値範囲の容易想到性について

5 相違点1が容易想到であることは上記(イ)のとおりであるが、甲2記載事項は、相違点1に係る本件発明1の数値範囲のすべてを開示するものではないから、この点について、念のため検討する。

10 本件発明1がロール製品につき「巻長が6.3～10.3m」とする点は、甲2記載事項における巻長が最小値6.6m、最大値9.3mとの比較では大差があるとはいえない上、本件発明1の当該数値範囲は、引用文献2に記載のある規格（本件出願当時の日本工業規格）を踏まえると通常採用できる6.5m又は10.0mを選定した際の±3mの許容差内のものであるから、甲2記載事項において、当業者が適宜採用できる数値範囲にすぎない。

15 また、本件発明1がロール製品のコアを含む1個のロール製品の質量の数値範囲を「200～370g」とする点についても、甲2記載事項の最小値230g、最大値324gに対して大きな差があるとはいえない上、これらの質量は、甲2記載事項の巻長、引用文献2から通常想定される長巻のロール製品の巻長における通常の見積りの範囲内であって、その境界値についても格別の技術的意義は認められず、いわゆる臨界的意義があるものではなく、長巻のロール製品に係る本件出願時の技術水準から適宜決定し得たことである。

20 さらに、本件発明1の「（前記包装袋内の4個の前記ロール製品の質量）／（前記フィルムの坪量）」についてみても、甲2記載事項の最小値は25.8、最大値は41.3であるから、本件発明1の「25～80（g／（g／m²））」の多くの部分と重なっているものであり、下限

値の違いは微差にすぎない。他方、当該数値範囲の上限については所定の乖離があるものの、当該上限値は、内容物に対する十分なフィルム強度を確保する観点におけるフィルムの強度の限界値（最小値）であり、これは、ゴワゴワ感といった官能的な評価とは異なり、単なる強度設計の問題であるから、物理的かつ客観的に必要な値が決定されるものであることを踏まえると、内容物の重量に応じて当業者が適宜なし得た設計事項にすぎない。

そして、本件発明1のこれらの数値範囲によって、格別顕著な効果を得ているとも認められない。

よって、本件発明1において、甲2記載事項に具体的に開示されていない範囲についても、甲2記載事項を甲1発明に適用するに当たり、当業者が適宜なし得た設計事項にすぎない。

(エ) 本件発明1の表現について

本件発明1は、従来に見られない「(前記包装袋内の4個の前記ロール製品の質量) / (前記フィルムの坪量)」という特殊な表現を用いているが、本件発明1を要旨認定した上で、容易想到性の検討を行う場面においても、本件発明1は、前記特殊な表現によって画定される範囲を充足する全ての「ロール製品パッケージ」という「物」を包含すると解すべきものであるから、相違点1に係る本件発明1の前記特殊な表現の範囲を充足する甲2記載事項(各実施例)を甲1発明に適用すれば、本件発明1の対象である「物」に包含される具体的な物を想到可能であることをもって、相違点1に係る本件発明1の構成の進歩性を肯定できないことは、前記(イ)のとおりである。

また、内容物となる「包装袋内のすべてのロール製品の質量」と、フィルムの強度に直接的に寄与する「フィルムの坪量」との比に着目して、単位坪量当たりに許容される重量をロール製品パッケージを特定する構

成要素とする程度のことは容易に想到し得たことであり、さらに、フィルムが破れにくい程度の強度とするための当該「包装袋内のすべてのロール製品の質量」と、「フィルムの坪量」との比の数値範囲を決定することは、当業者の通常の創作能力の発揮にすぎない。

5 (オ) 相違点2の長辺同士の間隔Wの容易想到性について

ロール製品を収納する包装袋は、内容物の大きさに適合させることが通例であることを踏まえると、甲1発明に甲2記載事項を適用して「軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて前記包装袋に包装してな」る構成とすると、かかる構成を収納する包装袋は、当然、これに
10 対応して短辺と長辺が設定されることとなる。その際、長辺同士の間隔（短辺の長さ）は、ロール製品の直径に略同様のものとなるところ、甲2記載事項(実施例1～6)がとる120mmないし133mmとなり、かかる数値は、相違点2に係る本件発明1の構成に相当する。

さらに、本件発明1が特定する105～134mmのうち、120mm
15 ないし133mm以外の範囲についてみても、上限値は誤差程度のものにすぎないし、下限値においても特段の技術的意義ないし顕著な効果は見いだせず、当業者が適宜なし得る設計事項といわざるを得ない。

(カ) 相違点2のパネル部の傾斜角 θ の容易想到性について

甲1の【0024】には、「又、パネル部の傾斜角 θ が20度未満の場合、各パネル部山折り稜線43、53が側面23の上辺に近くなり、
20 同様に山折り稜線43、53の一方を掴み難くなる傾向にある。一方、パネル部の傾斜角 θ が50度を越えると、ロール製品パッケージ200が縦方向に長くなり過ぎ、包装がルーズになり、運搬がし難くなる傾向にある。」と記載されている。

そして、甲1発明に甲2記載事項を適用して「軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて前記包装袋に包装」することに対応して

つかみやすく、かつ包装がルーズにならない角度を設定することは、当業者であれば適宜行うべき事項である。

5 その際、甲1発明は、ロール製品を縦横2列に設けたものであるが、把持部を持って持ち上げたときの力のかかり方などは、相似形の切妻屋根型の場合であれば、パッケージの大小や幅の広狭によって違いはなく、結局は $F / \sin \theta$ で定まるものである。そうすると、切妻屋根の角度を設定するに当たり、甲1発明の数値範囲である「20～50度」を参考にこれを決めることは、当業者であれば容易に想到する事項である。また、本件発明1で当該値を「25～45度」とすることによって、臨

10 界的意義など格別顕著な効果を奏しているという事情もない。

そうすると、本件発明1において当該傾斜角度 θ を「25～45度」とすることは、当業者にとって設計的事項である。

(キ) 小括

15 以上のとおり、甲1発明に甲2記載事項を適用して、相違点1及び相違点2に係る本件発明1の構成とすることは、当業者であれば容易に想到し得たことである。

ウ 相違点3について

20 甲2記載事項（実施例1～6）の「巻き硬さmm（f）」は、1.2、1.7、1.8、2.3であるから、本件発明1で特定される「1.0mm～3.0mm」に相当するものである。

さらに、甲2の【0012】には、ロール製品6の巻き硬さと、ロールの触感（柔らかさ）やロールが潰れて見た目が悪くなることの関係について示唆があるところ、かかる示唆に基づいて、甲1発明において甲2記載事項を採用する際に、ロール製品の巻き硬さについて、本件発明1の範囲

25 となすことは、当業者であれば適宜決定し得たことである。

エ 相違点4について

5 ロール製品パッケージを持ち上げる際の持ちやすさや、把手部4によつて持ち上げられた際にロール製品50に対してどのような力がかかるのかについては、当業者であれば当然検討する事項であり、ロール製品パッケージとして使用に耐えるものとして、持手部4のパネル部山折り稜線45, 55に沿う長さ、(ロール製品50×2)との関係について決定する程度のことは、当業者であれば困難なことではない。

10 また、本件発明1では、把持部4と切妻屋根型の屋根にあたる部分とがどのように接続されるのか、例えば、屋根にあたる部分と把持部4の長さに違いがあるのか、又は屋根の長辺にあたる部分が上方に行くにしたがつて幅が短くなっているのか等について規定されておらず、さらには、短辺側から連続する材料がどのように把持部4に繋がるのかについても不明であるから、本件明細書の段落【0026】に記載のある把持部4の長さ決定についての技術思想について直ちに把握できるものではなく、本件発明1で規定する数値範囲に、臨界的意義が存在するとも認められない。

15 そうすると、当該本件発明1で規定する数値範囲は、当業者の通常の創作能力の範囲で適宜決定し得る程度のものとすべきものである。

オ 本件発明1の奏する効果について（本件審決「理由」第7の2(1)オ）

20 本件発明1の効果は、甲1発明及び甲2記載事項の構成並びに甲1発明に甲2記載事項を適用した発明の構成と、その構成に基づく力学的な作用機序に照らせば予測し難い顕著なものであるということとはできない。

カ 小括（本件審決「理由」第7の2(1)カ）

 よって、本件発明1は、甲1発明及び甲2記載事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

(4) 本件発明3について（本件審決「理由」第7の2(2)）

25 甲2記載事項（実施例1～4、6）の「フィルムの坪量 $g/m^2(a)$ 」は、25.5、32.5であるから、本件発明3で特定される「 $13g/m^2\sim 3$

9 g/m²」に相当するものである。

さらに、甲2の【0014】には、フィルムの坪量とフィルムの強度又はロール製品を締め付ける力やフィルムがゴワゴワすることとの関係について示唆があるところ、かかる示唆に基づいて、甲1発明において甲2記載事項を採用する際に、フィルムの坪量について、本件発明3の数値範囲となすことは、当業者であれば適宜決定し得たことである。

よって、本件発明3は、甲1発明及び甲2記載事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

(5) 本件発明4及び6について（本件審決「理由」第7の2(3)）

甲2記載事項（実施例1～6）の「前記ロール製品6の巻き硬さ（mm）／前記フィルムの坪量（g/m²）は、0.037、0.044、0.052、0.055、0.071であるから、本件発明4で特定される「0.035 mm～0.13 mm／（g/m²）」に相当するものである。

さらに、甲2の【0016】には、（巻き硬さ／フィルムの坪量）の値とロール製品の潰れ難さ、又は、フィルムの強度との関係について示唆があるところ、かかる示唆に基づいて、甲1発明において甲2記載事項を採用する際に、（前記ロール製品の巻き硬さ（mm）／前記フィルムの坪量（g/m²））について、本件発明4の数値範囲となすことは、当業者であれば適宜決定し得たことである。

また、本件発明6についても同様である。

よって、本件発明4及び6は、甲1発明及び甲2記載事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

(6) 本件発明7について（本件審決「理由」第7の2(4)）

甲2記載事項（実施例1～6）の「シート1ply当たりの坪量g/m²（g）は、15.0又は16.8であるから、本件発明7で特定される「13 g/m²を超え17 g/m²」に相当するものである。

さらに、甲 2 の【0017】には、シートの坪量とシートの使用感又は巻き直径との関係について示唆があるところ、かかる示唆に基づいて、甲 1 発明において甲 2 記載事項を採用する際に、シートの 1 枚当たりの坪量については、本件発明 7 の数値範囲となすことは、当業者であれば適宜決定し得たことである。

よって、本件発明 7 は、甲 1 発明及び甲 2 記載事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

5 原告の主張する取消事由

(1) 取消事由 1

10 本件審決の本件出願日時点における技術常識の認定の誤り

(2) 取消事由 2

相違点 1 に関する判断の誤り

(3) 取消事由 3

相違点 2 に関する判断の誤り

15 (4) 取消事由 4

相違点 3 に関する判断の誤り

(5) 取消事由 5

相違点 4 に関する判断の誤り

(6) 取消事由 6

20 本件発明 3 の容易想到性に関する判断の誤り

(7) 取消事由 7

本件発明 4 及び 6 の容易想到性に関する判断の誤り

(8) 取消事由 8

本件発明 7 の容易想到性に関する判断の誤り

25 (9) 取消事由 9

原告の防御権を保障しなかった手続上の違法

第3 当事者の主張

1 取消事由1（本件審決の本件出願日時点における技術常識の認定の誤り）について

〔原告の主張〕

5 本件審決が認定した技術常識については、以下のとおり、事実誤認があり、また、いくつもの重要な事実を看過している。これらの技術常識は、甲2記載事項を甲1発明に適用する動機付けがあったと本件審決が判断した根拠であり、上記技術常識の認定の誤りは本件審決の結論に影響を及ぼすものである。

(1) 技術常識aについて

10 技術常識aについて、本件審決は、引用文献1の「8ロールで12ロール分の長さという、1.5倍巻きの商品」への言及があることを挙げ、「1ロールの巻き長を長くしつつ、1パッケージ当たりのロール数を減じて省スペースを図るニーズが古くからあり、本件出願当時においては、技術常識として知られていた」と結論付け、「省スペース、取替頻度減少のための長巻き化」
15 が一般的な傾向であるかのようについて。

しかし、本件出願日当時において、少なくとも本件発明1のような2plyで巻長が63～103mもの長巻であるトイレットロールは一般的というには程遠く、そのような一般的な傾向は存在しなかった。また、本件出願当時のトイレットペーパー市場における、巻長毎の、容量比率（ロール数比率）
20 及び売上比率によれば、本件発明の特許出願当時における巻長60m以上のトイレットロールの市場における容量比率（ロール数比率）は僅かに0.4%であり、売上比率も僅かに0.5%でしかない。また、この市場における傾向は、甲1の特許出願当時から本件発明の特許出願当時の5年半もの長期にわたり、ほとんど変化しておらず（甲14）、市場の動向からも「長巻き化」
25 の傾向を読み取ることはできない。このように、本件審決が認定した「ニーズ」は、実際には市場において存在しなかった。

本件審決は、長巻き化が「ニーズ」として古くから知られていたとするが、仮にそのような「ニーズ」が古くからあったにも関わらず、当該構成が広く採用されていないとすれば、当該構成の採用を妨げる事情があることがむしろ推認されるから、このような構成が「技術常識」として適宜採用できるものとなることはない。

さらに、引用文献1の記載はプライ数や具体的な巻長を挙げていないが、2plyの従来巻の巻長が23.1～30m程度であったことを考えると、その1.5倍程度の巻長であれば、高々45m程度であり、本件発明1が対象とするような2plyの長巻ロールが技術常識として知られていたことを裏付けるものではない。

また、本件審決は、日本工業規格（JIS規格）に関する引用文献2に、トイレットペーパーに関して『1巻（ロール）の長さ』（ロール製品の巻長）は27.5、32.5、55、65、75、100mとされ、かつ、1巻き（ロール）の長さについては、前記以外の寸法を定め得ること。』との記載があることを挙げ、長巻のロールが技術常識であったとの理解は、引用文献2の記載に符合すると判断した。しかし、引用文献2の該当箇所にはプライ数が明記されておらず、上記巻長が1ply品の巻長か、2ply品の巻長かは不明であるから、引用文献2の記載からは、2ply品について「65m、75m及び100mといった長いロールが」知られていたことまでは読み取れない。

(2) 技術常識bについて

1列2段形態で4ロールを包装するパッケージが本件出願日当時に存在していたことは事実であるが、トイレットロールのパッケージは、大別して、本件発明1のようなガゼット包装の包装体と、甲2の【図2】のようなキャラメル包装の包装体の2種類があるところ、本件出願日当時、4ロールのものは主にキャラメル包装の包装袋に収納されて流通していた。12ロールの

多ロールパッケージが登場し、1パッケージ当たりに収納されるロールの総重量が増大し、従来のキャラメル包装では持ち運びにくくなるという問題が生じ、このような多ロールパッケージにおいてはガゼット包装が用いられるようになったが、4ロールの軽量なパッケージにおいては引き続き従来タイプのキャラメル包装が用いられていた。

したがって、本件出願日当時に知られていた4ロール入りパッケージはあくまでキャラメル包装のものであり、「ロール製品を1列2段に並べて4ロールを包装するガゼット包装パッケージ」という本件発明1の構成が技術常識であったわけではない。

後記〔被告の主張〕(2)の説明によれば、ガゼット包装にはコストの点でキャラメル包装と比較してデメリットがあり、決して適宜採用できるものではなく、何らかの必要性がなければ採用されなかったものである。本件審決は、そのような必要性が存在したか、及びその必要性がデメリットを上回るものであったかを検討しておらず、キャラメル包装とガゼット包装を区別して技術常識を認定することすらしていないのであるから、組合せの動機付けの評価において明らかな不備がある。

(3) 技術常識 c について

2 p 1 y 品で長巻とした場合、巻直径が大きくなる場所、これによって従来品向けのトレットペーパーホルダーに収まりにくくなるため巻き硬さ等を調整しなければならないという課題がある。したがって、従来巻製品において2 p 1 y 品が普及していたことをもって、長巻ロールにおいても2 p 1 y の採用をなし得たということとはできない。

〔被告の主張〕

(1) 技術常識 a について

引用文献1、2の記載及び甲2の記載には何ら誤りはなく、また、これらの文献の記載から、技術常識 a が導かれることは明らかであるから、本件審

決の当該認定には誤りはない。

原告は、本件審決が、あたかも、『省スペース、取替頻度減少のための長巻き化』が一般的な傾向である」と認定したかの如く主張し、当該「一般的な傾向」との認定が誤りであると主張する。しかし、進歩性の判断において参酌される当業者の技術常識を市場の状況に基づいてのみ判断すべき理由がない。むしろ、当業者の技術常識は、本件出願時を基準として、公知の文献をも考慮して認定されるべきであるから、本件審決が、引用文献1、2及び甲2に基づいて、本件出願時における当業者の技術常識を認定したことには何ら誤りはない。

10 (2) 技術常識 b について

本件審決は、『軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて前記包装袋に包装』することは古くから行われており」と認定したところ、これに対し原告は、「1列2段形態で4ロールを包装するパッケージが本件出願日当時に存在していたことは事実である」と主張している。そうすると、当該審決の判断について、何ら誤りであるということとはできない。

15 なお、乙6（【0002】、【0003】）によれば、トイレットロールは、通常ガゼット包装やキャラメル包装で流通しているが、ガゼット包装は、簡易な操作でフィルム素材と一体的に強固な取っ手を形成することができるという利点がある反面、コストがかかるということで、個数が少ないパッケージにおいては、キャラメル包装が用いられることが多く、個数が少ない場合は、買い物袋に入ることからガゼット包装をしていなかったというのが従来技術の正しい理解である。そうすると、商品化に際して、コストの問題よりも、取っ手を設けるといった利便性を優先したならば、少ない個数のロールに対してもガゼット包装を採用することは何ら問題がなく（特に、技術上は何ら困難ではない）、適宜採用できるというのが当業者の技術常識であったと理解できる。

(3) 技術常識 c について

原告は、本件審決が技術常識 c を認定した点が誤りであると主張するが、技術常識 c は甲 7 に記載されているから、本件審決の認定には何ら誤りはない。また、本件出願時において 2 p 1 y の長巻ロールが当業者に周知であったことは、甲 2 及び乙 1 ないし 4 の記載から明らかであるから、原告の上記主張は事実と反する。

2 取消事由 2 (相違点 1 に関する判断の誤り) について

[原告の主張]

(1) 甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用することができないこと

ア 甲 1 発明に甲 2 記載の構成を組み合わせる動機付けがないこと

(ア) 本件審決は、ロールの長巻化及び 1 パッケージ当たりの個数を減ずることを検討することは本件出願時の技術常識に照らして当業者が適宜行うべきものであると抽象的に述べ、甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用する動機付けが当業者に具体的に存在するかどうかを精査せず、個々の要素に係る数値範囲を単純比較するなどして安易に結論を導いている。

しかし、本件審決の技術常識の認定に誤りがあることは前記 1 [原告の主張] のとおりである。本件審決が挙げる引用文献はいずれも、本件発明 1 が対象とするような 63～103 m という長い巻長の 2 p 1 y のトイレットロールを、ガゼット包装の包装袋に 4 ロール収納するような構成が知られていたことを示すものではない。

さらに、本件審決は、単に本件出願日当時に構成が公知であればこれが技術常識として適宜採用できるかのようにいうが、少なくとも、市場の状況 (本件発明の対象となる巻長のロールは、本件出願日当時、金額ベースで市場のわずか 0.5%、販売ロール数ベースで 0.4% にしか相当しなかったこと) を見れば、長巻の 2 p 1 y のトイレットロールが広く採用されていたとは到底いえず、このような構成を採用するに当た

っては明確な動機付けが必要であったというべきである。

また、長巻ロールを収納するパッケージの提供においては、ロールの重量の増加にもかかわらず、持ち運びやすく、収納されているロール製品が潰れにくく、フィルムの触感に優れたパッケージを実現するには数々の課題があったのであるから、このような課題を解決する手段が当業者に与えられていたかを何ら考慮せず、甲2記載事項を甲1発明に適用する動機付けは十分存在するなどということとはできない。

(イ) 甲1発明は、包装体としてはフィルムからなるガゼットタイプの包装袋に、上部を折り畳んで持手部を設け、持手部に複数本の指が挿通できる特定の形状の指同時掛け用スリットを有するものであり、内容物は従来巻のロール製品を平面上に縦2個・横2個で並べた段を、軸方向を上下にして2段重ねて（以下、このような収納形態を「2列2段形態」という。）収納したロール製品パッケージに関するものである。

甲1発明には巻長の特定はないが、本件出願日当時のトイレットロール市場における巻長の状況によれば、甲1の記載に接した当業者が、甲1発明のパッケージに包装されるロール製品として読み取るのは、当然、従来巻の23.1mから30mのロール製品であり、甲1の【0002】の背景技術の説明において、「持手部には購入者が運搬するための指掛け穴が備えられているが、特に多数のロールを収納した包装袋では重量が過大となり、2穴の指掛け穴では指先が痛くなることがある。また1つ穴の場合、持ち運ぶ途中、持手部が千切れることがある。」とあり、甲1の課題は、専ら、従来巻のロール製品を多数収納した包装袋において、指の痛みや持手部の破損といった問題を解決することにあった。さらに、【0020】における「包装されるロール製品50の合計重量が500g以上では…」との記載や、【0033】における「600g分包装し…」との記載と、収納形態が2列2段形態（8ロール）であるとされ

ていることを併せて読めば、想定されている1ロール当たりの重量は62.5g～75g程度であり、このことからしても、甲1発明は従来巻のロールを収納するパッケージにおける課題しか解決できないことは明らかであって、重量が重い長巻のロールについて甲1発明が適用できると当業者が読むことはない。

このように、甲1発明は中に収納される内容物として従来巻のロール製品を想定していることが明細書の記載上明らかであり、これを長巻のロール製品に変更することに関しては何らの記載も示唆もないことから、そもそも「当該発明の特徴点に到達できる試みをしたであろうという推測」すら成り立たないものであるが、仮にそのような推測自体は成り立つと判断されたとしても、パッケージに収納される内容物を甲1発明の出願時において主流から程遠い状況であった長巻のロール製品に変更し、収納形態も、2列2段形態から、ロール製品を平面上に2個並べた段を、軸方向を上下にして2段重ねる形態（以下「1列2段形態」という。）に変更し、フィルムの坪量を甲2記載のものと「したはずである」といえる程の示唆が甲1発明に存在しないことは明らかである。したがって、本件審決が甲1発明に甲2記載の構成を組み合わせる動機付けがあると認定したことには誤りがある。

イ ガゼット包装とキャラメル包装の違い

甲1発明は、ガゼットタイプの包装袋に、従来巻のロールを2列2段形態で収納する発明である。他方、甲2記載の発明は、キャラメル包装の包装体に、長巻ロールを1列2段形態で収納する発明である。両者は包装体の構造、内容物の性状、及び内容物の収納形態において根本的に異なるどころ、それぞれの発明の構成はこれらの包装体の構造、内容物の性状、及び内容物の収納形態を前提として初めて意味を持つものであるから、甲2記載の発明の構成を甲1に適用することには阻害事由がある。

5 トイレットロール用のガゼット包装の包装袋は、トイレットロールにフィットしつつ、トイレットロールを詰めやすい柔軟性と、これを保持できる堅牢性が同時に要求される。主に荷重が掛かるのは指掛け穴部分であり、この部分に破断が生じやすい。他方、把持部はパッケージ本体と全周にわたって連続しており、均一に力を伝えるため、把持部と本体部の接合部が破断することはない。また、把持部に至る切妻屋根状の部分が、内容物を収納する本体部分と連続しているため、この部分の形状次第で内容物の安定保持性に影響が及んだり、トイレットロールの端部が潰れやすくなったりする。

10 これに対し、トイレットロール用のキャラメル包装の包装袋は、ヒートシールの箇所が多くなるため、ヒートシール性が重要になる。また、持手部を設ける場合は別の帯状フィルムをパッケージに接合するが、運搬の際は持手部と本体の接合部に力が集中しやすく、この部分に破断が生じやすい。他方、トイレットロールの包装は把持部の形成とは独立に行われるため、把持部の形状によってトイレットロールの安定保持性に影響が生じたり、トイレットロールの端部が潰れやすくなるようなことはない。

15 ガゼット包装とキャラメル包装は、包装袋の素材に要求される物性、把持部・持手部の形成において考慮すべき要素、構造上の強度等の点で大きく異なる。したがって、ガゼット包装の発明である甲1発明に、キャラメル包装の発明である甲2記載の発明の構成を適用しようとしても、甲2記載の発明で奏されるような作用効果が甲1発明において奏されることについては何ら期待できず、むしろ不測の不具合が生じることが予期されるから、両者を組み合わせることには阻害事由があるというべきである。

ウ 内容物の収納形態の違い

25 甲1発明は2列2段形態、すなわち8ロールを収納した状態で「内容物の重量によって持手部が破損する」との課題の解決を目的とするところ、

1 列 2 段形態へと変更することで収納されるロール製品の数は 4 ロールとなり、同一の重量のロールを収納する場合の総重量は 2 分の 1 となるから、重量による持手部の破損という課題を解決する甲 1 発明が想定する形態ではなく、むしろ、1 列 2 段形態を取った場合には、甲 1 発明の解決しようとする課題がもはや存在しないものと当業者は理解する。したがって、この観点からも、甲 1 に 1 列 2 段形態を組み合わせることは阻害事由がある。

エ 包装袋内の 4 個のロール製品の質量／フィルムの坪量の比

本件審決は、甲 2 発明の実施例について、包装袋内の 4 個の前記ロール製品の質量／前記フィルムの坪量の比が、本件発明 1 の「25～80 (g / (g / m²))」との数値範囲の多くの部分と重なっており、下限値の違いは微差にすぎず、上限については所定の乖離があるものの、当該上限値は、単なる強度設計の問題として物理的かつ客観的に必要な値が決定されるものであることを踏まえると、これを本件発明 1 の構成とすることは、内容物の重量に応じて当業者が適宜なし得た設計事項にすぎないと判断した。

しかし、甲 1 発明と甲 2 記載の発明は、ガゼット包装とキャラメル包装という包装形態の違いがあり、その包装形態に応じて包装材であるフィルムに要求される物性は全く異なるから、甲 2 に記載されたフィルムの坪量を甲 1 発明に適用すること自体にそもそも阻害事由がある。

上記の点を措くとしても、甲 2 記載の発明は、包装体としてはフィルムからなるキャラメル包装の包装袋であって、帯状フィルムからなる持手部が包装袋の上面を跨いで、両端部がそれぞれ包装袋の対向する短辺側の側面に接合されているものであり、内容物は、長巻（巻長 65～95 m）のロール製品を 1 列 2 段形態で収納したロール製品パッケージに関する（図 2、【0024】）。甲 2 発明が解決しようとする課題は、上記のような特定

の包装体に上記のような特定の内容物を収納したパッケージにおいて、持ち運ぶ際に破れにくくてゴワゴワせず、かつ適度な巻き硬さを有するロール製品を包装した場合にロール製品が潰れ難いロール製品パッケージの提供である（【0004】）。

5 そうすると、甲2記載の発明が当該構成を採用するのは、「長巻のロール製品を包装袋に収納したロール製品パッケージにおいて、持ち運ぶ際に破れにくくてゴワゴワせず、かつ適度な巻き硬さを有するロール製品を包装した場合にロール製品が潰れ難いロール製品パッケージの提供」という甲2記載の発明の目的のためであり、「複数本の指を挿通しても指の痛みが生じず、持手部の破損を防止したスリットを有する包装体」を提供すること
10 を目的とする甲1発明において、当該構成を採用する動機付けはない。むしろ、甲1発明の技術的思想は「複数本の指を挿通しても指の痛みが生じず、持手部の破損を防止したスリットを有する包装体」であり、フィルムの坪量はその効果を奏するための本質的な構成であるから、当業者がこれ
15 を甲1発明と課題を共通にしない別の発明から取り出して甲1発明と組み合わせようとすることは、考えられない。

 本件発明1における「包装袋内の4個のロール製品の質量／フィルムの坪量」というパラメータの技術的意義は、「長巻のトイレットペーパーは、通常
20 のトイレットペーパーに比べて1ロールの重量が重いため、通常のトイレットペーパー用のフィルムで包装すると、フィルムが破れやすい。一方、フィルムの坪量を高めて強度を高くすると、ロール製品を締め付ける力が強くなり、ロール製品が潰れやすくなる。そこで、本発明は、上記比として、包装袋100内のロール製品6の合計質量と、フィルムの強度（坪量）との相対値を適正な範囲に規定している。」との点にある（本件明細書
25 【0018】）。また、ここにおいては、包装袋がガゼット包装であることが前提とされている。このパラメータに想到するには、ロール製品の質量

とフィルムの坪量という二つの物性の相関関係を規定することで、包装袋を破れにくいものとしつつ、ロール製品を潰れにくいものとの着想が必要であるところ、甲1にも甲2にもこのような着眼点はない。甲2の表1・表2中には各実施例について多数の物性の数値が記載されているが、これはあくまで各実施例という具体的な物の属性としてそれぞれ独立に記載されているものであって、この表の中に「ロール製品の質量」と「フィルムの坪量」の数値がそれぞれ含まれていたとしても、「ロール製品の質量とフィルムの坪量という二つの物性の相関関係を規定することで、包装袋を破れにくいものとしつつ、ロール製品を潰れにくいものとの着想点を有していなければ、その記載から「包装袋内の4個のロール製品の質量／フィルムの坪量」というパラメータを、具体的な実施例を離れた独立のパラメータとして当業者が読み取ることはできず、これを甲1発明に適用することもできない。

さらに、甲2は包装袋がキャラメル包装であるところ、包装形態が異なれば、同じフィルムを使用していたとしても、包装袋の強度、破損箇所、ロール製品の潰れの機序が全て異なるから、甲1発明において「包装袋を破れにくいものとしつつ、ロール製品を潰れにくいものとするに当たり、甲2の包装袋内の4個のロール製品の質量とフィルムの坪量との比は何ら参考とならない。

(2) 本件審決の判断手法の誤り

本件審決は、様々な物性に係る相違点を相違点1としてまとめた上で、各物性について独立に検討しているが、このように、相違点1に係る各構成要素について独立して検討し、個々の容易想到性を論じる判断手法自体に誤りがある。

本件発明1は、個々の発明特定事項である物性等が互いに組み合わせられて複合的に作用効果を実現するものであるから、各相違点に係る構成について

も、それらを組み合わせて発明の課題を解決しようという着想自体に進歩性が認められる。本件発明1のように複数の物性等の組合せによって複合的に作用効果を奏する発明について進歩性を否定するためには、発明の課題の解決のために、各物性等を本件発明1のとおりに組み合わせること自体が容易想到であったといえる必要がある。

本件発明は、フィルムからなる筒状のガゼット袋から構成される包装袋であって、本体部の上辺が上方に向かって切妻屋根型に延びて接合された把持部にスリット状の指掛け穴が形成されているものであり、内容物は長巻のロール製品を1列2段形態で収納したロール製品パッケージに関する。解決しようとする課題は、上記のような特定の包装体に上記のような特定の内容物を収納したパッケージにおいて、持ち運びやすく、かつ適度な巻き硬さを有するロール製品を包装した場合にロール製品が潰れ難く、さらに持ち運ぶ際にフィルムが破れにくく包装袋内でロール製品を安定して保持できるロール製品パッケージの提供である。このような課題の認識があるからこそ、これを解決するために本件発明1の各構成が選ばれるのであり、本件発明1が容易想到であるというためには、単に相違点に係る構成がそれぞれ公知文献に記載されているというだけでは足りず、本件特許出願当時の当業者が、本件発明の内容を知らない状態で、これらを組み合わせて選び取る理由が必要である。

しかし、本件発明1と甲1発明及び甲2記載の発明とは、包装材及び内容物がそれぞれ異なっており、甲1及び甲2からは、本件発明1の「長巻ロールをガゼット包装袋に収納する」場合に特有の課題が認識されず、このような本件発明1の課題が当時当業者に広く知られていた事実もない。

このような課題の認識を欠く以上、甲1及び甲2の記載に接した当業者が、相違点1に係る各構成に着目して、それらを本件発明1と一致するように変更しようとする着想するとは思われない。

さらにいえば、この観点は、相違点1に係る各構成のみならず、相違点1
ないし4についても妥当する。本件においては、四つの相違点全てを本件発
明1の構成に変更するという選択が必然であるかどうかを検討されるべきで
ある。

5 [被告の主張]

(1) 本件審決の判断に誤りがないこと

主引用発明に副引用発明を適用して本願発明に至る動機付けに関しては、
主引用発明又は副引用発明の内容中の示唆、技術分野の関連性、課題や作用・
機能の共通性等を総合的に考慮して動機付けの有無を判断するのであり、動
10 機付けの根拠となる事項は上記のどれかに限られるものではない。

甲1発明と甲2記載事項は、いずれも「ロール製品パッケージ」という同
一の技術分野に属するものであるから、甲1発明に対して甲2記載事項を組
み合わせる動機付けの基礎を備えている。

また、甲1において課題を解決する手段を記載した【0006】には、「本
15 発明の包装袋は、複数個のトイレットペーパー等のロール製品を収納する本
体部と」との記載があり、甲1には、ロール製品の個数や、収納形態の特定
はないと理解するのが相当である。このことは、甲1においてロール個数に
関しては、「一例」である図4、5を除き、一貫して「複数個」と記載されて
いること（【0008】、【0010】、【0016】）や、多様なロール個数、
20 収納形式に関する記載があること（【0025】～【0027】）からも裏付
けられる。さらに、甲1に記載された、指掛け用スリットの形状の効果を検
証する実験においては、パッケージにスリットを切り抜いて指を入れ、1.
5kgの荷重を10分掛けたときの指の痛みを測定する試験がされているが、
ここでは、ロールの具体的特徴、ロールの個数、収納方法によらず、ロール
25 全体の重さが1.5kgであればパッケージによる指の痛みが生じないこと
が検証されていると理解できる。本件出願時の技術常識によれば、パッケー

5
10
15
20
25

ジに収納するロールの個数、収納形式として、少なくとも、12個（4個×3段）（甲5、6、引用文献1）、8個（4個×2段）（甲1）、4個（2個×2段）（甲2、引用文献1）が公知であったのだから、甲1の技術的思想に触れた当業者は、ロール全体の重量が1.5kgを超えない範囲であれば、種々の特徴を有するロールを、4個、6個、8個、12個という形態で収納できると理解し、そのようなロールを種々の形態で収納することを当然に試みるものである。そして、甲2における「2plyの長巻を2個×2段」収納する場合の重量は、実施例1ないし6によればいずれも1.5kg以下であるから、甲2に記載された具体的ロールを2個×2段で収納する場合においても、複数本の指を挿入しても指の痛みを生じず、持手部が破損しないとの効果を得るべく、甲2記載事項を甲1発明に組み合わせることは、当業者であれば当然に動機付けられる。

また、フィルム坪量の要件に関しては、甲2には、トイレットロールが潰れにくく、フィルム強度にも優れ、かつゴワゴワ感が少ないという利点を得るために、フィルムの坪量を30～45g/m²とする技術的思想が記載されている。そして、ロール4個の質量／フィルム坪量の値は、実施例1ないし5に基づいてコア質量を考慮して計算すると、本件審決の認定のとおり、いずれの実施例においても、「(前記包装袋内の4個のロール製品の質量)／(前記フィルムの坪量)が25～80(g/(g/m²))」の範囲内にある。そうすると、甲1発明に対しても、トイレットロールが潰れにくく、フィルム強度にも優れ、かつゴワゴワ感が少ないという利点を得るべく、甲2に記載された坪量を採用することは、当業者が容易になし得るものである。

(2) 原告の主張に理由がないこと

ア 動機付けに関する主張について

原告は、本件審決の技術常識の認定に誤りがあるとの主張を繰り返しているが、本件審決の技術常識の認定に何ら誤りはない。

原告は、「市場の状況に着目すべき」の一点張りで、相違点の非容易想到性を主張するものであるが、そもそもそのような主張自体が不合理である。文献からは当業者の技術常識であると読み取れる事項であるにもかかわらず、これに対応する製品が上市されていない、あるいは、シェアが少ないなどの理由によって、技術常識ではないとすべき根拠ない。

原告の主張は、「甲1発明は中に収納される内容物として従来巻きのロール製品を想定している」ことを前提としているが、上記(1)のとおり、当該前提が誤りである。また、原告は、「主流からほど遠い状況であった長巻のロール製品に変更」する動機付けがない旨主張するが、相違点1の容易想到性の判断において「市場における状況」を考慮すべき理由がない。むしろ、甲1に記載された技術的思想としては、複数個のロールを種々の収納形式で収納することを幅広く許容していることは明らかであるから、甲1発明のロール個数、収納形式を、甲2に記載されている、公知の個数、収納形式（甲2記載事項）に変更することを、当業者は強く動機付けられる。

イ 阻害事由に関する主張について

(ア) 原告は、ガゼット包装とキャラメル包装の違いについて述べるが、相違点1の容易想到性の判断は、甲1発明に対して、甲2に記載されている、ロール要件（中身）及びフィルム坪量の要件を組み合わせられるか否かという点に尽きるのであり、この判断において、甲2の包装形態はそもそも判断に何ら関係しない。仮に、関係したとしても、甲2記載事項は、何らキャラメル包装に限られたものではなく、ガゼット包装にもキャラメル包装の双方に適用可能な技術であるから、「ガゼット包装とキャラメル包装の違い」について縷々述べたところで、相違点1が非容易想到ということなどできない。

本件出願日において、ロール製品の包装体としては、ガゼット包装と

キャラメル包装の包装体を適宜選択して用いることができることが技術常識であった（乙6及び甲2）。

原告は、ガゼット包装とキャラメル包装そのものの違いに基づいて、「ガゼット包装の発明である甲1発明に、キャラメル包装の発明である甲2記載の発明の構成を適用」すると不測の不具合を生じると主張しているのであるが、相違点1との関係で、甲2記載事項として認定しているのは、「ロール要件」、すなわち、「包装の中身」であって、キャラメル包装ではなく、キャラメル包装をガゼット包装に適用しようとする、不測の不具合が生じるとの主張は、相違点1の容易想到性の主張として明らかにずれており失当である。

(イ) 内容物の収納形態の違いに関する主張について

この点に関し、原告は、阻害事由の主張の前提として、甲1発明が2列2段状態（8ロール）を収納した状態での課題の解決を目的とすると主張しているが、甲1に記載された発明は、2列2段状態（8ロール）という特定のロール収納態様に対して、解決課題を提供したものではない。既に述べているとおり、特許請求の範囲及び明細書中には、一貫して「複数のロール製品」が対象となることが記載され、図4及び5についてのみ、2列2段状態（8ロール）が「一例」と記載されているだけである。したがって、原告の主張は、その前提が誤っており、そもそも失当である。

仮に重量について、8ロールを1列2段形態（4ロール）にしたことによりロール総重量が軽くなったとしても、複数本の指を挿通しても指の痛みが生じなくなる、あるいは、持手部の破損が生じなくなる、といえる根拠がない。しかも、1列2段（4ロール）形態を取った場合の個々のロールの重量を、通常ロールに限定する必要もない。

(ウ) 「包装袋内の4個のロール製品の質量／フィルムの坪量の比」に関する

る主張について

本件審決は、甲2に「包装袋内の4個のロール製品の質量／フィルムの坪量の比」（以下「本件坪量要件」という。）を満足する例が記載されており、これを適用することが容易想到であることを前提に、「数値範囲」の容易想到性について、当業者が適宜なし得た設計事項にすぎないと判断したのであるから、原告が、本件審決の上記判断に対し、阻害要因や組み合わせられない理由を述べているのは、明らかにずれた主張であり、失当である。

また、ロール製品の包装袋に用いられるようなプラスチックフィルムであれば、坪量が大きければ、厚くてゴワゴワし、坪量が小さければ、薄くて破れやすくなるのであって、これは当業者の技術常識である。この技術常識からすると、本件坪量要件の値が極端に大きくなる場合には、坪量が小さく薄いフィルムが採用されており破れやすくなり、本件坪量要件の値が極端に小さくなる場合には、坪量が大きく厚いフィルムが採用されておりゴワゴワすることが予想できる。そうすると、本件審決が「フィルムが破れにくい程度の強度とするための当該『包装袋内のすべてのロール製品の質量』と、『フィルムの坪量』との比の数値範囲を決定することは、当業者の通常の創作能力の発揮に過ぎない。」と判断したことに誤りはない。

原告は、甲2がキャラメル包装を開示し、甲1がガゼット包装であるなどとして、甲2に記載された坪量に係る事項が甲1に適用できないかの如く主張する。しかし、甲2の【0013】においては、甲2記載の発明に含まれる包装袋に、キャラメル包装、ガゼット包装等の公知の包装が含まれることが明記されている。また、甲2の【0014】において、フィルムの坪量を25～45 g/m²とする数値限定の理由として挙げられているのは、全て、パッケージ本体部分におけるフィルムに関

して生じる不都合の解消であると理解され、坪量に係る事項は、キャラクター包装とガゼット包装の双方の課題を解決することができる。

ウ 本件審決の判断手法の誤りの主張について

相違点の容易想到性の判断において、本件発明の課題を認識する必要はない。しかも、長巻のロール製品に特化した、ロール製品の端部潰れの問題を解決するという、本件発明1の解決課題は、技術的に見て明らかに理にかなっておらず、このような課題を認識できなければ相違点が容易想到とならないというのは不合理である。

また、原告の「個々の発明特定事項である物性等が互いに組み合わせられて複合的に作用効果を実現する」との主張は、それ自体が誤っている。原告もこの点については、構成要件を羅列した上で主張しているだけであり、具体的にそれぞれの物性等がどのように「複合的に作用効果を実現する」のかについては全く説明していない。むしろ、本件発明1の要件のうち、ロール製品に関する構成と、ロールの収納に関する要件は、自由に組み合わせられる。ロール製品がどのような構成を持っていたとしても、1列2段形式でロール製品を収納することができることは明らかである。ガゼット包装自体、本件出願時において、ロール製品のパッケージとして周知のものであり、これを構成するフィルムの材料も自由に採用できることは明らかであるから、これらのパッケージの形状、パッケージの材料、ロール製品に関する構成及び収納に関する構成は、適宜組み合わせられるものである。そうすると、本件発明1は、ロール製品に関する構成要件、ロール製品の収納に係る構成要件及びパッケージに係る構成要件を適宜組み合わせた（あるいは、寄せ集めた）発明であり、何ら「複合的に作用効果を実現する」ような発明ではない。

3 取消事由3（相違点2に関する判断の誤り）について

〔原告の主張〕

甲1において、パネル部の傾斜角 θ を20～50度とする根拠は、パネル部の傾斜角 θ が20度未満の場合、各パネル部山折り稜線が掴み難くなること、及び θ が50度を越えると、ロール製品パッケージの包装がルーズになり、運搬がし難くなることにある（甲1【0024】）。一方、本件発明1で θ が25

5 ～45度とされているのは、 θ を十分に大きくすることでロール製品の端部にかかる負荷を軽減して潰れにくくしつつ、 θ が大きくなり過ぎて包装袋内でロール製品が動いて安定性が劣ったり、包装袋のサイズが大きくなってコストが高くなることを防ぐためであり、具体的には、「図4において、ロール製品パッケージ200を把持部4で持ち上げるのに必要な力を $2F$ とする。この力 $2F$

10 は、長辺45，55にそれぞれ接するロール製品50の端部では、その半分の力 F となって作用する。力 F は、パネル部41，51方向にはそれぞれ（ $F/\sin\theta$ ）の分力として作用するから、 θ が大きくなるほど（ $F/\sin\theta$ ）が小さくなり、長辺45，55に接するロール製品50の端部にかかる負荷が小さくなる。そこで、 θ を25度以上に規定する。」（本件明細書【0020】

15 との理由から定まる値である。このように、本件発明1と甲1は、たまたま近い数値範囲を取るが、この数値範囲とする理由が全く異なる。

傾斜角とロール製品の潰れに関係があるとの本件発明の着想は本件発明の出願当時に知られておらず、当業者はそもそも、ロール製品の潰れを防止するために傾斜角 θ を一定の値に調整しようという発想に至り得ない。まして、当業者が上記（ $F/\sin\theta$ ）の意義に想到し、傾斜角 θ を本件発明の範囲とすることは、本件発明の独自の課題の設定によって初めて見出された解決手段であるから、当業者が適宜選択できる技術常識であるとは到底いえない。

20

また、甲1発明における傾斜角の技術的意義は、2列2段形態を前提とした上で、山折り稜線の掴み難さと包装がルーズになることによる運搬のし難さを調整することにある。すなわち、2列2段形態を前提としてはじめて意味のある値であるから、これを甲2記載の1列2段形態と組み合わせることはできな

25

い。

本件明細書にも、「ロール製品50を二列に並べると、長辺45, 55同士の間隔が一行の場合の間隔Wの約2倍(2W)となり、それに比例してパネル部41、51とロール製品50の上端との隙間も2倍(2G)となってしまうので、

5 包装袋100内でロール製品50が動き易くなってしまふ。このようなことから、パネル部41、51とロール製品50の上端との隙間を小さくするため、図5の鎖線で示すように、パネル部51x(パネル部41も同様)の傾斜角 ϕ を θ よりも小さくしなければならず、その結果、パネル部41、51方向にそれぞれ作用する分力($F/\sin\phi$)が大きくなり、ロール製品が潰れ易くなる。」(【0021】)とあり、1列2段形態と2列2段形態とでは、同じ θ をとると後者のGは前者の2倍となってロール製品が動きやすくなってしまい、同じGをとるように後者のパネル部傾斜角 ϕ を調整するとロール端部に掛かる力が全く異なってくるから、2列2段形態の構成で採用されている θ を1列2段形態にそのままもってくることはできない。

10

本件特許の傾斜角の範囲を採用するには、そもそもの前提となるロール製品の収納形態を甲1発明から1列2段形態に変更した上で、これを前提に、ガゼット包装袋にロール製品を収納する場合に特有の「端部の負荷軽減によるロール製品の潰れ防止」という観点からパネル部の傾斜角の数値範囲に着目する必要があるが、そのような着想を与える記載や示唆は甲1には含まれていない。

15

[被告の主張]

20

本件発明1において規定される、「傾斜角 θ が25~45度」については、ロール製品パッケージとしては、周知であり、パブリックドメインともいえる状態であった。すなわち、甲1には、これとほぼ重複する傾斜角20~50度が記載されているし、甲5、6の図からもロール製品パッケージの上記傾斜角が

25 25~45度の範囲にあることは、明らかである。要するに、通常、ロール製品の当該ガゼット包装を設計したならば、このような範囲の角度を採らざるを

得ない（むしろ、このような角度を避けるほうが不自然である）。

のみならず、本件発明1において、当該「傾斜角 θ が25～45度」の上限値及び下限値はこれを限定した技術的意義を欠いている。まず、下限値（25度）については、原告が挙げる本件明細書の【0020】の説明は、単に、
5 ロール製品パッケージを持ち上げるのに必要な力を $2F$ としたときに、長辺の端部に $F/\sin\theta$ という力がかかること、また、 θ が大きくなれば、 $F/\sin\theta$ が小さくなり、ロール製品50の端部に係る負荷が小さくなるという、高校レベルの数学で導かれる一般的「傾向」が示されているにすぎず、その後、唐突に、「そこで θ を25度以上に規定する」との記載があるだけであって、「25度」を下限値とする理由については全く示されていない。上限値（45度）
10 についても、【0020】の説明では、 θ が大きくなり過ぎると、パネル部41、51が立ち上がり過ぎ、ロール製品が動いて安定性が劣ったり、包装袋のサイズが大きくなってコストが高くなったりするという、一般的傾向が説明されているにすぎず、その後、唐突に、「そこで、 θ を45度以下に規定する」との
15 記載があるだけであって、「45度」を上限値とする理由については全く示されていない。

原告は「傾斜角とロール製品の潰れに関係があるとの本件発明の着想は本件発明の出願当時に知られておらず」と主張するが、傾斜角が小さくなりすぎると、ロールの角部に当たりやすくなり、潰れの原因になることは、当業者であれば、容易に理解できることである。しかも、本件明細書においては、「傾斜角
20 θ が25～45度」について、「長巻のロール」に特化して設定されたとの説明はされておらず、上記傾斜角 θ の採用は、「長巻ロール」においてロールが潰れる問題とは全く関係がない。

さらに、原告は、本件発明1のような、1列2段形態と、甲1の2列2段形態では、パッケージの上面の形状が異なるなどとして、これに基づいて、上記傾斜角 θ の数値範囲を選択することが、当業者が容易に想到しえないかの如く
25

主張する。しかし、本件明細書の段落【0020】においてされている傾斜角 θ の説明は、何ら、1列2段形態でロール製品を収納することに関係しておらず、原告の主張は失当である。

4 取消事由4（相違点3に関する判断の誤り）について

5 [原告の主張]

前記2〔原告の主張〕(1)のとおり、そもそも甲1発明に甲2の記載事項を適用することはできないから、相違点3に関する本件審決の判断はその前提において誤っている。また、甲2の【0012】にはロール製品の巻き硬さについて、本件発明1の範囲となす具体的な示唆があるとはいえず、この点を技術常識から導くこともできないから、本件審決の容易想到性の判断には何ら根拠が
10 なく、後知恵に基づくものといわざるを得ない。

[被告の主張]

甲1発明に甲2の記載事項を適用することができないとの原告の主張が誤りであることは、前記2〔被告の主張〕のとおりである。

15 また、甲2の段落【0012】には、本件発明1と同じ方法で巻き硬さを測定することが記載されている。そして、甲2の請求項1及び【0010】には、本件発明1と全く同じ巻き硬さの数値範囲（1.0～3.0mm）が記載されているから、甲2には、本件発明1の巻き硬さの数値範囲について具体的示唆がある。

20 5 取消事由5（相違点4に関する判断の誤り）について

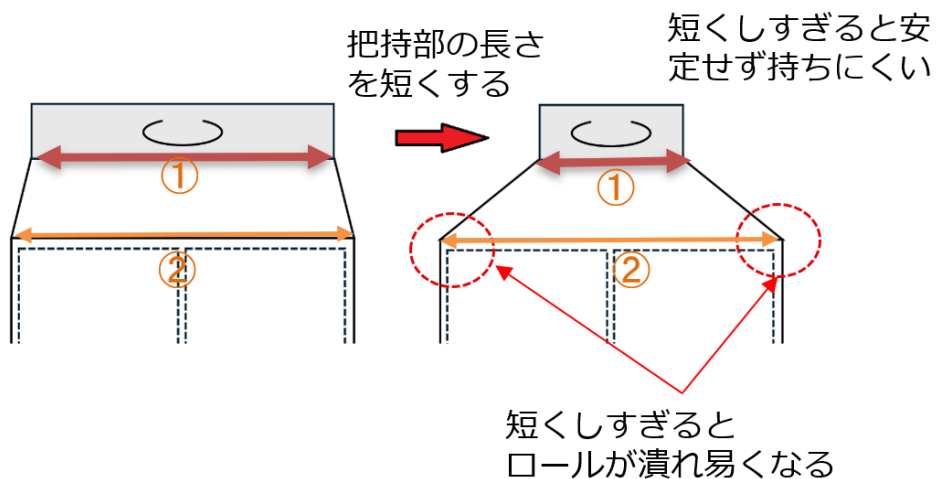
[原告の主張]

把持部の長さに係る構成は、ロール製品の端部にかかる負荷が大きくなりすぎてロール製品が潰れることをより確実に防止するための構成であるところ、甲1においては、パッケージに接するロール製品の端部にかかる力を調整し、
25 ロール製品の潰れを防止するという着眼点がないから、把持部の長さを本件発明1の範囲に調整する発想が生まれる余地がなく、この点について甲1の開示

から想到することは当業者にとって容易でない。

〔被告の主張〕

把持部の長さに関する構成要件は、把持部の長さをロール製品巻直径の2倍
(概ね下図の②の長さ)の72%以上100%以下とすることであるが、下図
5 ①の長さを短くしすぎると、持ち運びの際に安定せず、パッケージが持ちにくくなるのは当業者でなくても容易に理解できるし、短辺側の包装袋が引っ張られ、ロールが潰れやすくなることは、当業者であれば、当然に理解するものである。したがって、把持部の長さ①の下限をパッケージの長辺(②)の72%とすることは、「自ずとそのような値を採らざるを得ない」ともいえるものであ
10 るところ、本件審決が、上記構成要件の数値限定につき、「当業者の通常の創作能力の範囲で適宜決定し得る程度のもの」(審決51頁1～2行)と判断したことに誤りはない。



6 取消事由6 (本件発明3の容易想到性に関する判断の誤り) について

〔原告の主張〕

前記2〔原告の主張〕(1)のとおり、甲1発明に甲2記載事項を適用することは
25 はできないから、本件発明3の容易想到性に関する本件審決の判断はその前提において誤っている。また、甲2の【0014】には本件発明3の発明特定事

項に至る具体的な示唆があるとはいえず、この点を技術常識から導くこともできないから、本件審決の容易想到性の判断には何ら根拠がなく、後知恵に基づくものといわざるを得ない。

[被告の主張]

5 甲1発明に甲2記載事項を適用することができないとの原告の主張が誤りであることは、前記2 [被告の主張] のとおりである。

また、本件発明3においては、フィルムの坪量が「 $13 \text{ g/m}^2 \sim 39 \text{ g/m}^2$ 」であることが規定されているところ、甲2には、フィルムの坪量が $25 \sim 45 \text{ g/m}^2$ であることが記載されており (【0014】)、両者の値は広範囲にわたって重複する。しかも、甲2の2plyの実施例1～6のうち、実施例1～4、
10 6に記載された坪量は、本件発明3に係る上記坪量に含まれている。しかも、本件発明3及び甲2においては、本件明細書の【0017】及び甲2の【0014】の記載のとおり、その数値範囲が、全く同じ理由により導かれている。したがって、本件審決が、甲2の【0014】に本件発明3の発明特定事項に係る具体的示唆があるとした点は、何ら誤りではない。
15

7 取消事由7 (本件発明4及び6の容易想到性に関する判断の誤り) について

[原告の主張]

前記2 [原告の主張] (1)のとおり、甲1発明に甲2記載事項を適用することはできないから、本件発明4及び6の容易想到性に関する本件審決の判断はその前提において誤っている。また、甲2の【0016】には本件発明4及び6の発明特定事項に至る具体的な示唆があるとはいえず、また、この点を技術常識から導くこともできないから、本件審決の容易想到性の判断には何ら根拠がなく、後知恵に基づくものといわざるを得ない。
20

[被告の主張]

25 甲1発明に甲2記載事項を適用することができないとの原告の主張が誤りであることは、前記2 [被告の主張] のとおりである。

5 本件発明4及び6においては、「(前記ロール製品の巻き硬さ (mm) / 前記
フィルムの坪量 (g/m²)) 0.035~0.13 (mm / (g/m²))」である
ことが規定されているが、これに対し、甲2には、これと全く同じパラメー
タが規定された上、その好適な範囲として、0.020~0.100という数
値範囲が記載されており(【0016】)、両者の値は広範囲にわたって重複する。
しかも、甲2の2plyの実施例1~6は、すべて、本件発明4及び6で規定
される値に含まれている。その上、本件明細書においては、「(前記ロール製品
の巻き硬さ (mm) / 前記フィルムの坪量 (g/m²))」の数値範囲の具体的な
技術的意義については、何ら説明されておらず、「特に、ロール製品の巻き硬さ
10 / フィルムの坪量をコントロールすると、ロール製品がさらに潰れにくく、かつ、
フィルムの強度を適正にすることができる。」(【0028】)との抽象的な
記載があるに留まるところ、甲2にも、【0015】に全く同じ記載が存在する。
したがって、本件審決が、甲2の【0016】に本件発明4及び6の発明特定
事項に係る具体的示唆があるとした点は、何ら誤りではない。

15 8 取消事由8 (本件発明7の容易想到性に関する判断の誤り) について
〔原告の主張〕

前記2〔原告の主張〕(1)のとおり、甲1発明に甲2記載事項を適用すること
はできないから、本件発明7の容易想到性に関する本件審決の判断はその前提
において誤っている。また、甲2の【0017】には本件発明7の発明特定事
20 項に至る具体的な示唆があるとはいえず、この点を技術常識から導くこともで
きないから、本件審決の容易想到性の判断には何ら根拠がなく、後知恵に基づ
くものといわざるを得ない。

〔被告の主張〕

甲1発明に甲2記載事項を適用することができないとの原告の主張が誤りで
25 あることは、前記2〔被告の主張〕のとおりである。

本件発明7においては、「シートの1枚当たりの坪量が13g/m²を超え1

7 g/m²以下」であることが規定されているが、これに対し、甲2には、「シート
の坪量が13.1～17.0 g/m²」であると記載されており（【0017】）、両者の数値範囲はほぼ一致する。しかも、甲2の2plyの実施例1～
6に記載された値は、全て、本件発明7で規定される値に含まれている。したが
5 がつて、本件審決が、甲2の【0017】に本件発明7の発明特定事項に係る
具体的示唆があるとした点は、何ら誤りではない。

9 取消事由9（原告の防御権を保障しなかった手続上の違法）について 〔原告の主張〕

引用文献1及び2は、本件審決の判断において核心となる事実の認定を基礎
10 付ける証拠である。

無効審判において審判体は職権で証拠調べをすることができるが（特許法1
50条1項）、その際には、その結果を当事者に通知し、相当の期間を指定して、
意見を申し立てる機会を与えなければならない（同5項）。当事者に対する不意
打ちを防止し防御を尽くさせるとの同条の趣旨からすれば、審判体は、上記の
15 とおり極めて重要な証拠である引用文献1及び2を職権で採用して取り調べる
に当たっては、口頭審理の審理事項通知書においてこの点を予告するか、遅く
とも口頭審理において言及し、かつ口頭審理終了後に上申書等の書面の提出機
会を与えるなど原告に十分な反論の機会を与えるべきであった。

また、本件審決予告に対し、原告が令和6年9月20日に訂正請求書を提出
20 し、その中で、本件審決予告における引用文献に基づく認定の誤りを指摘した
ところ、本件審決においては、引用文献1に基づく認定が変更されたが、審判
体は、このように本件審決において本件審決予告と異なる事実認定をするに当
たっても、原告に対し追加の反論の機会を与えなかった。引用文献1は甲7と
して請求人（被告）が提出した証拠の続頁であり、請求人があえて証拠提出し
25 なかった文献である。このような文献を審判体が職権で取り調べるのであれば、
通常の場合にも増して、当該証拠を取り調べる旨及び当該証拠をもって認定し

ようとする事実と、これが無効理由の存否の認定にどのように関わるかを事前に詳細に明らかにした上で被請求人に反論・反証を尽くさせたのでなければ、公平に審判手続を指揮したものとはいえない。

これらの点は本件審決の結論に影響を及ぼすから、本件審決には手続上の違法がある。

〔被告の主張〕

職権審理の結果を当事者に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えなければならないとする趣旨は、当事者の知らない間に不利な資料が集められて、何ら弁明の機会を与えられないうちに、審判体の心証が形成されるという不利益から当事者を救済するためである。

原告は、本件審決予告において引用文献1、2に基づいて認定された当業者の技術常識に対して、令和6年9月20日付訂正請求書（甲12）において、新たに参考資料1（甲14と同じ内容のもの）を提出した上で明確に反論している。しかも、本件審決予告を受けて、特許請求の範囲の訂正を行っている。そうすると、原告には、引用文献1、2に基づいて認定された当業者の技術常識に対して、十分な防御の機会が与えられており、何ら弁明の機会を与えられないうちに審判体の心証が形成されたということはないから、本件審決に関し手続上の違法はない。

本件審決予告には、その認定の根拠となる、引用文献1の記載が明記されているし、かつ、本件審決予告における認定と、本件審決における認定は、表現は異なるものの、ほとんど同じことを述べているのであるから、本件審決における表現が、本件審決予告における表現と異なっているとしても、原告が、本件審決予告の段階で引用文献1及びその認定について反論の機会が与えられたことは明らかであり、さらなる追加の反論の機会が与えられるべきとの主張には理由がない。

第4 当裁判所の判断

1 本件発明の技術的意義等

(1) 特許請求の範囲

本件特許に係る特許請求の範囲の記載は、前記第2の2のとおりである。

(2) 本件明細書及び図面の記載

5 本件明細書及び図面の記載は、別紙1特許公報写しに記載のとおりである。

(3) 本件発明の概要

上記(1)の特許請求の範囲並びに上記(2)の本件明細書及び図面の記載によれば、本件発明の技術分野、背景技術、本件発明の効果は、以下のとおり認められる。

10 ア 技術分野

本件発明は、長巻のトイレットペーパーなどの薄葉紙のロール製品を複数個包装袋に収納したロール製品パッケージに関するものである。【0001】

イ 背景技術

15 トイレットペーパー等の包装袋として、ポリエチレン等の筒状フィルムにガゼットを対称的に折り込んで本体とし、その上部を平面状に折り畳んで把持部を構成したものが用いられている。把持部には購入者が運搬するための指掛け穴が備えられている。また、上記した包装袋の本体と別体の帯状の把持部を、包装袋の上面を跨いで、両端部をそれぞれ本体の対向する側面に接合したものが用いられている。

20 一方、近年、トイレットペーパー等のロール製品を従来に比べてより長く巻き取り、1個のロール当りの有効使用量を多くし、持ち運び時及び保管時のコンパクト化を図ったものが販売されている。

25 しかしながら、長巻のロール製品は1個のロール当りの重量が大きいため、ロール製品を包装したパッケージを消費者が持ち運ぶ際、持手部や包装袋の底面に荷重がかかる。そこで、包装袋の本体や持手部等の強度を確

保するために、包装袋を厚くすることが考えられる。ところが、包装袋を厚くして強度を高くすると、ロール製品を包装した際、ロール製品を締め付ける力が増してロールが潰れやすくなったり、フィルムがゴワゴワしてフィルムの触感が悪くなるという問題がある。また、ロールが潰れにくくなるようにロールを固く巻くと、ロールを持った時の柔らかさが劣るとい
5 う問題がある。【0002】

このようなことから、出願人（原告）は、ロール製品の巻長、質量、巻き硬さ、及び包装袋をなすフィルムの坪量を規定し、持ち運ぶ際にフィルムが破れにくく、かつロール製品が潰れ難いロール製品パッケージを開発
10 した。【0003】

ウ 発明が解決しようとする課題

上記イの技術は、包装袋と別体の帯状の把持部を接合したタイプに関するものであるが、包装袋の対向する上辺から上方に向かって切妻屋根型に延びて接合される把持部を設けたガゼットタイプに長巻のロール製品を
15 包装すると、包装袋の上辺と把持部の間に荷重が掛かり、この部位のロール製品の端部が潰れる場合があった。したがって、本発明は、長巻のロール製品をガゼットタイプの包装袋に収納したロール製品パッケージにおいて、持ち運び易く、かつ適度な巻き硬さを有するロール製品を包装した場合にロール製品が潰れ難く、さらに持ち運ぶ際にフィルムが破れにくく
20 包装袋内でロール製品を安定して保持できるロール製品パッケージの提供を目的とする。【0005】

エ 課題を解決するための手段

上記ウの課題を解決するため、本発明のロール製品パッケージは、フィルムからなる包装袋に、衛生薄葉紙の2plyのシートを巻いたロール製品を複数個収納してなるロール製品パッケージであって、前記ロール製品が軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて前記包装袋に包
25

装してなり、前記包装袋は筒状のガゼット袋から構成され、前記ロール製品を囲む略直方体状の本体部と、前記本体部の上辺のうち、互いに対向する長辺から上方に向かってそれぞれ切妻屋根型に延びて接合された把持部と、を有し、前記把持部には指掛け穴が形成されており、前記ロール製品の巻長が63～103m、コアを含む1個の前記ロール製品の質量が200～370gであり、(前記包装袋内の4個の前記ロール製品の質量) / (前記フィルムの坪量) が25～80 (g / (g / m²)) であり、前記長辺から前記把持部までの前記包装袋の傾斜角θが25～45度であり、前記長辺同士の間隔Wが105～134mmである。【0006】

オ 本件発明の効果

この発明によれば、長巻のロール製品をガゼットタイプの包装袋に収納したロール製品パッケージにおいて、持ち運び易く、かつ適度な巻き硬さを有するロール製品を包装した場合にロール製品が潰れ難く、包装袋内でロール製品を安定して保持できるロール製品パッケージが得られる。【0008】

2 取消事由1 (本件審決の本件出願日時点における技術常識の認定の誤り) について

本件審決は、引用発明1と、甲1に記載されている発明として認定した甲1発明との一致点及び相違点を認定し、相違点のうち相違点1及び2に関する判断の中で、本件出願の時点における技術常識として、技術常識aないしdが認められると認定した(第2の4(3)イ(ア))。原告は、取消事由1において、本件審決が認定した上記技術常識のうち、技術常識aないしcの認定が誤りであると主張するので、以下検討する。

(1) 技術常識aについて

引用文献1は、本件出願日より前にインターネット上に掲載された記事の一部であり、その記載は別紙2「甲7及び引用文献1ないし4の記載」の

2のとおりである。

引用文献1には「1985年に12ロールパッケージが発売され、多ロール化が進んだ。だが、12ロールパッケージは持ち帰るのにかさばり、自宅でストックする際にもスペースを取ってしまう。それを解消するため、1997年に8ロールで12ロール分の長さという、1.5倍巻きの商品を発売。12ロールパッケージに比べてかさばらず省スペースだが、同じ容量だ。買う頻度も取り替える頻度も少なくて済む。」との記載がある。

上記記載によれば、1997年（平成9年）には、1ロールの巻長を従来のロールの1.5倍としつつ、1パッケージ当たりのロール数を12ロールから8ロールに減じて、省スペース化を図った商品が販売されていたことが認められる。そして、本件出願日の時点でも、1パッケージ当たりのロール数が8ロールである長巻のトイレットペーパーが販売されていたことは、当事者間に争いが無い。そして、このように、長巻で1パッケージ当たりのロール数が少ないトイレットペーパーが商品化され、その販売が継続したのは、長巻化・ロール数削減に対する消費者の需要（ニーズ）があったことによるものと考えられる。

そうすると、平成9年には、トイレットペーパーの長巻化・ロール数削減に対する消費者の需要（ニーズ）が存在し、本件出願日である平成27年8月31日当時には、このような商品の販売が継続していたことにより、長巻化・ロール数削減に対する消費者の需要（ニーズ）は広く一般に知られていたものと推認することができる。

以上によれば、本件審決が、「1ロールの巻き長を長くしつつ、1パッケージ当たりのロール数を減じて省スペースを図るニーズが古くからあり、本件出願当時であっても、技術常識として知られていたものと認められる。」と判断したことに誤りがあるとはいえない。

(2) 技術常識 b について

引用文献1には、「1970年に4ロールパッケージ・・・が発売され、」との記載が存在する。

上記記載によれば、1970年（昭和45年）の時点で、1パッケージ当たりのロール数が4ロールである商品が販売されていたことが認められる。また、4ロール入りの商品として、本件の証拠に現われるものは、ロール製品を軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて収納する形態（1列2段形態）であり、4ロール入りの商品の多くはこのように1列2段形態で包装袋に収納されて包装されていたものと推認される。

以上によれば、本件審決が、「『軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて前記包装袋に包装』することは古くから行われており、そのニーズがあったことは当該技術分野における技術常識であると認められる。」と判断したことに誤りがあるとはいえない。

(3) 技術常識cについて

甲7は、本件出願日より前にインターネット上に掲載された記事（引用文献1を含む記事と同一である。）の一部であり、その記載は別紙2「甲7及び引用文献1ないし4の記載」の1のとおりである。

甲7には、「トイレットペーパー市場全体の『シングル』と『ダブル』の売り上げは、ざっくりとシングル4割、ダブル6割。」との記載がある。また、甲7には、原告のマーケティング部長が話した内容の一つとして、「市場全体で再生紙のトイレットペーパーが6割を占め、再生紙はダブルが多いからです。再生紙のシングルはあまりありません。1回紙にしたものをもう1回紙にするため、繊維が短くなって弱くなるからです。」との記載も存在する。

上記記載によれば、一般的に販売されているトイレットペーパーとして、シングル（1ply）のもの及びダブル（2ply）のものが存在することが認められる。また、消費者が、トイレットペーパーとして再生紙を用いた商品を選択した結果、再生紙のトイレットペーパーにはダブルのものが多

ため、ダブルのトイレットペーパーを選択する結果となることがあることも認められ、このことからすれば、消費者がその嗜好によりトイレットペーパーのシングル（1ply）とダブル（2ply）のいずれかを選択していると認めることができる。

5 以上によれば、本件審決が、『衛生薄葉紙』には『1plyのシートを巻いた』もの、及び『2plyのシートを巻いた』ものが存在し、消費者の嗜好に合わせて適宜選択するものであることは、本件発明の技術分野における当業者が広く認識していた技術常識といえる。」と判断したことに誤りがあるとはいえない。

10 (4) 技術常識 d について

 本件審決は、前記第2の4(3)イ(ア) d のとおり、トイレットペーパーの芯の重さが4ないし6g程度であるとの技術常識を認定しているところ、上記箇所に挙げられた引用文献3、4の記載（別紙2「甲7及び引用文献1ないし4の記載」の3、4のとおり。）から上記内容が技術常識であると認定したこ
15 とに誤りがあるとは認められない。

(5) 原告の主張について

 ア 原告は、技術常識 a につき、前記第3の1〔原告の主張〕(1)のとおり、
 本件出願日当時において、長巻のトイレットペーパーは一般的ではなく、
 市場における売上比率等も極めて低いものであり、本件審決が認定した
20 「ニーズ」は存在しなかった、仮にそのようなニーズが古くからあったに
 もかわらず、長巻の構成が広く採用されていないとすれば、当該構成の
 採用を妨げる事情があったと推認され、このような構成を技術常識として
 採用できないなどとして、本件審決が技術常識 a を認定したことは誤りで
 ある旨主張する。

25 しかし、本件審決が認定した技術常識 a は、1ロールの巻長を長くしつつ、1パッケージ当たりのロール数を減じて省スペースを図ることについて

て、消費者の需要（ニーズ）が古くから存在し、本件出願日時点でも存在したことが技術常識で知られていたというものであって、このことは、前記(1)のとおり、平成9年の時点で、長巻でロール数を削減したトイレットペーパーの商品が販売され、本件出願日時点でもこのような商品が販売されていたこと等から認められるのであって、仮に、原告が主張するように、長巻のトイレットペーパーの売上比率等が低いなどの事情が存在したとしても、上記内容の消費者の需要があるとの認定は左右されないし、ロール製品を長巻にすることを妨げる事情があったと推認することもできない。

また、技術常識 a は、2 p l y で長巻であるトイレットロールを技術常識として認定したものではない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

イ 原告は、技術常識 b につき、前記第3の1〔原告の主張〕(2)のとおり、本件出願日当時に知られていた4ロール入りパッケージはあくまでキャラメル包装のものであり、「ロール製品を1列2段に並べて4ロールを包装するガゼット包装パッケージ」という本件発明1の構成が技術常識であったわけではないなどとして、本件審決が技術常識 b を認定したことが誤りであると主張する。

しかし、本件審決が認定した技術常識 b は、キャラメル包装であるかガゼット包装であるかを問わず、包装袋内の4ロールの配置に関して認定したものである。原告自身、1列2段形態で4ロールを包装するパッケージが本件出願日当時に存在していたことは事実であると認めていることからしても、技術常識 b の認定が誤りであるとは解されない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 原告は、技術常識 c につき、前記第3の1〔原告の主張〕(3)のとおり、従来巻製品において2 p l y 品が普及していたことをもって、長巻ロール

においても 2 p 1 y の採用をなし得たということとはできないなどとして、本件審決が技術常識 c を認定したことが誤りであると主張する。

5 しかし、本件審決が認定した技術常識 c は、長巻ロールにおいて 2 p 1 y を採用することが技術常識であったとの内容ではなく、単に 2 p 1 y にすることが技術常識であったというものであるから、原告の主張を考慮しても、本件審決の認定が誤りであるとは解されない。

 したがって、原告の上記主張は採用することができない。

 なお、技術常識 b 及び c に関する原告の主張は、当該技術常識を根拠の一つとした、甲 2 記載事項を甲 1 発明に適用する動機付けの有無に関する
10 本件審決の判断が不当であるとの主張と解する余地もあるが、この点に関する本件審決の判断については、後記 3 において検討する。

(6) 取消事由 1 に関する結論

 以上によれば、本件審決が技術常識 a ないし c を認定したことに誤りがあるとは認められず、取消事由 1 には理由がない。

15 3 取消事由 2（相違点 1 に関する判断の誤り）について

(1) 甲 1 発明について

 甲 1 には、別紙 3 の公開特許公報（特開 2 0 1 1 - 1 8 9 9 6 5 号）（写し）のとおり記載がある。

 上記のとおりである甲 1 の記載によれば、甲 1 には、本件審決が認定した
20 甲 1 発明（前記第 2 の 4(1)）が記載されていると認められる。

 また、甲 1 発明が前記第 2 の 4(1)のとおりであるとすれば、本件発明 1 と甲 1 発明との一致点及び相違点は、本件審決が認定した一致点及び相違点 1 ないし 4（前記第 2 の 4(3)ア）のとおりであると認められる。

(2) 甲 2 記載事項について

 甲 2 には、別紙 4 の公開特許公報（特開 2 0 1 5 - 1 0 1 3 8 8 号）（写し）
25 のとおり記載がある。

上記のとおりである甲2の記載、特に甲2の第2の実施形態並びに実施例1ないし6のトイレットロール及びフィルムの特性によれば、甲2には本件審決が認定した甲2記載事項（前記第2の4(2)）が記載されていると認められる。

5 (3) 相違点1の容易想到性について

甲2記載事項は、巻長が66m、75m又は93mである2plyのロール製品（トイレットロール）を、軸方向を上下にして一列に2個並べた段を2段重ねて（2列2段形態）包装袋20に包装してなるものである。また、甲2の【0013】には、「包装袋2は、**・**公知の包装方法（例えば、キャラメル包装、ガゼット包装等）で包装されている。」との記載があり、甲2に
10 記載された発明の包装方法として、キャラメル包装に限るものではなく、ガゼット包装でもよいことが示唆されている。

そうすると、ガゼット包装を採用する甲1発明において、技術常識aないしc、特に技術常識aの内容を踏まえ、当業者において、2plyのシートの巻長を長くし、1パッケージ当たりのロール数を減らす方向となる甲2記載事項を甲1発明に適用する動機付けがあったと認められる。
15

また、甲1発明において、甲2記載事項のロール製品を収納する際、甲2記載事項のロール製品の重量等に応じて、甲2記載事項の包装袋の厚さ、すなわち坪量を選択することは、当業者の通常の創作能力の発揮であって、適宜選択し得た設計的事項というべきである。
20

そして、甲1発明に甲2記載事項を適用すれば、相違点1に係る本件発明1の構成を得ることができること、甲2記載事項は、相違点1に係る本件発明1の数値範囲の全てを開示するものではないが、本件発明1において、甲2記載事項に具体的に開示されていない数値範囲は、甲2記載事項を甲1発明に適用するに際して当業者が適宜なし得た設計事項にすぎないと解されることは、本件審決の判断（前記第2の4(3)イ(ウ)）のとおりである。
25

以上によれば、甲1発明に甲2記載事項を適用し、相違点1に係る本件発明1の構成を得ることは、当業者にとって容易に想到し得たものであると認められる。

(4) 原告の主張について

5 ア 原告は、前記第3の2〔原告の主張〕(1)アのとおり、甲1発明に甲2記載の構成を組み合わせる動機付けがないと主張する。

 しかし、本件審決の技術常識の認定に誤りがあると認められないことは、前記2の説示のとおりである。本件出願日当時における長巻で2plyのトイレットロールの売上比率が低いものであったとしても、そのことによ
10 って、甲2記載事項を甲1発明に適用する動機付けがないことにはならない。また、長巻ロールを収納するパッケージにつき、持ち運びやすく、収納されているロール製品が潰れにくく、フィルムの触感に優れたパッケージを実現するための課題を解決する手段が当業者に与えられていて初め
15 て、当業者が甲2記載事項を甲1発明に適用する動機付けを有するに至るなどとは解されず、甲2記載事項を甲1発明に適用した場合に、パッケージが持ち運びにくくなるとか、収納されるロール製品が潰れやすくなる
 といった問題が生ずることを示す記載が甲1又は甲2に存在するとも認められない。

 原告が前記第3の2〔原告の主張〕(1)ア(イ)において挙げる甲1の記載を
20 考慮しても、甲1発明のパッケージに収納されるトイレットロールとして長巻のものが想定されていないと解することはできず、その他甲1において原告の主張する解釈を採るべき根拠となる記載があるとは認められない。

 したがって、原告の上記主張は採用することができない。

25 イ 原告は、前記第3の2〔原告の主張〕(1)イのとおり、ガゼット包装とキャラメル包装は、包装袋の素材に要求される物性、把持部・持手部の形成

において考慮すべき要素、構造上の強度等の点で大きく異なるから、ガゼット包装の発明である甲1発明に、キャラメル包装の発明である甲2記載の発明の構成を適用しようとしても、甲2記載の発明で奏されるような作用効果が甲1発明において奏されることについては何ら期待できず、むしろ不測の不具合が生じることが予期されるから、両者を組み合わせることには阻害事由がある旨主張する。

しかし、本件で問題となっているのは、甲2記載事項のロール製品及びその収納形態を甲1発明に適用する動機付けの有無であって、ガゼット包装とキャラメル包装の構造等の相違により、甲2記載事項のロール製品及びその収納形態を甲1発明に適用すると不測の不具合が生じることが予期されるところは解されない。

しかも、前記(3)のとおり、甲2に記載された発明の包装方法としては、ガゼット包装でもよく、キャラメル包装に限られるものではないから、原告の主張するような阻害事由があるとは認められない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

ウ 原告は、前記第3の2〔原告の主張〕(1)ウのとおり、甲1発明は2列2段形態における「内容物の重量によって持手部が破損する」との課題の解決を目的とするものであるところ、1列2段形態へと変更することで収納されるロール製品の数は4ロールとなり、同一の重量のロールを収納する場合の総重量は2分の1となるから、重量による持手部の破損という課題を解決する甲1発明が想定する形態ではなく、むしろ、1列2段形態を用いた場合には、甲1発明の解決しようとする課題がもはや存在しないものと当業者は理解するから、甲1に1列2段形態を組み合わせることには阻害事由があると主張する。

しかし、甲1発明において、甲2記載事項であるロール製品を適用する場合、ロール数は8ロールから4ロールに減少するものの、甲2記載事項

のロール製品は巻長が6.6m、7.5m又は9.3mという長巻の2plyのロール製品であるから、重量が2分の1に減少するとは解されず、甲1発明の課題が存在しなくなるとは認められないから、甲1発明に甲2記載事項のロール製品を適用することに阻害事由があるとも解されない。

5 したがって、原告の上記主張は採用することができない。

エ 原告は、「包装袋内の4個のロール製品の質量／フィルムの坪量の比」に関する主張として、前記第3の2〔原告の主張〕(1)エのとおり主張する。

10 しかし、原告の上記主張には、甲2記載の発明がキャラメル包装であることを前提とする主張が含まれるところ、上記(3)及び上記イのとおり、甲2に記載された発明の包装方法としては、ガゼット包装でもよく、キャラメル包装に限られるものではない上、本件で問題となっているのは、甲2の包装形態ではなく、甲2記載事項のロール製品及びその収納形態を甲1発明に適用する動機付けであるから、甲2記載の発明がキャラメル包装であることを前提に、甲1発明に甲2記載事項を適用することができないと
15 か、阻害要因があるとする原告の主張は、その前提を欠くものである。

また、原告は、甲2の記載から本件坪量要件（包装袋内の4個のロール製品の質量／フィルムの坪量の比）のパラメータを、具体的な実施例を離れた独立のパラメータとして当業者が読み取ることができなければ、甲2の記載事項のロール製品を甲1発明に適用することができない旨主張す
20 るが、原告が主張するように解すべき根拠はない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

オ 原告は、前記第3の2〔原告の主張〕(2)のとおり、本件審決について、相違点1に係る各構成要素について独立に検討し、容易想到性を論じた手法を用いたことが誤りである、本件発明1は、個々の発明特定事項である物性等が互いに組み合わさって複合的に作用効果を実現するものであり、
25 このような発明について進歩性を否定するためには、発明の課題解決のため

めに、各物性等を本件発明1のとおりに組み合わせること自体が容易想到であったといえる必要があるところ、本件発明1と甲1発明及び甲2記載の発明とは、包装材及び内容物がそれぞれ異なっており、甲1及び甲2からは、本件発明1の「長巻ロールをガゼット包装袋に収納する」場合に特有の課題が認識されず、このような本件発明1の課題が当時当業者に広く知られていた事実もないから、課題の認識を欠く以上、甲1及び甲2の記載に接した当業者が、相違点1に係る各構成に着目して、それらを本件発明1と一致するように変更しようとする着想することはないなどと主張する。

しかし、特許発明と主引用発明との相違点の容易想到性の判断に関し、当該特許発明の課題を認識しなければ、相違点に係る特許発明の構成を適用することを想到し得ないなどと解することはできない。本件に関しても、甲1及び甲2の記載に接した当業者が、これらの記載から本件発明1が解決しようとする課題を認識することができないとしても、そのことをもって、当業者が甲1発明に甲2記載事項を適用する動機付けがないとか、阻害要因があるとは解されない。

そして、本件発明1と甲1発明との相違点として、ロール製品の巻長、質量、4個のロール製品の質量／フィルムの坪量といった複数の数値範囲を要素に含む相違点1を認定したことに誤りがあるとはいえず、甲1発明に甲2記載事項のロール製品及びその収納形態を適用することによって、これらの数値範囲に係る本件発明1の構成を得ることができるか否かを判断することが、容易想到性の判断として不当であるとは解されない。

原告は、相違点1に係る各構成のみならず、相違点1ないし4についても、四つの相違点全てを本件発明1の構成に変更するという選択が必然であるかどうかを検討されるべきであると主張する。しかし、本件発明1の進歩性の判断に際し、本件発明1と、主引用発明である甲1発明との相違点を相違点1ないし4と認定したことに誤りはなく、これらの相違点につ

いて、全ての相違点を本件発明 1 の構成に変更するという選択が必然であるかどうかという基準で容易想到性を判断すべき根拠は見当たらない。なお、原告は、相違点 1 以外の相違点に関する主張においても同旨の主張をするが、同様に理由がない。

5 したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(5) 取消事由 2 に関する結論

以上によれば、相違点 1 に関する本件審決の判断に誤りがあるとは認められず、取消事由 2 には理由がない。

4 取消事由 3 (相違点 2 に関する判断の誤り) について

10 (1) 相違点 2 の容易想到性について

ア パネル部の傾斜角 θ について

甲 1 の【0024】には、「パネル部の傾斜角 θ が 20 度未満の場合、各パネル部山折り稜線 43、53 が側面 23 の上辺に近くなり、同様に山折り稜線 43、53 の一方を掴み難くなる傾向にある。一方、パネル部の傾斜角 θ が 50 度を越えると、ロール製品パッケージ 200 が縦方向に長くなり過ぎ、包装がルーズになり、運搬がし難くなる傾向にある。」と記載されている。

甲 1 の【0024】は、上下方向に軸を揃えて 2 個重ねたロール製品を縦横 2 列 (合計 8 個) 収納した形態を前提としたものであるが、傾斜角 θ が小さくなりすぎた場合、あるいは大きくなりすぎた場合に、それぞれどのような問題が生じるかについて記載がされており、傾斜角 θ を規定する上でどのような技術的事項を考慮する必要があるのかについて、当業者であれば容易に理解することができる内容であるといえる。

そして、甲 1 発明のガゼット包装において、甲 2 記載事項を適用し、軸方向を上下にして一列に 2 個並べた段を 2 段重ねて包装袋に包装するよう

25 にはすることは、前記 3(3)のとおり容易想到であるところ、その際、収納

する甲 2 記載事項のロール製品及びその収納形態に合わせて、甲 1 の【0 0 2 4】に記載された 2 0 ～ 5 0 度という角度も参考に、包装袋の山折り稜線を掴みやすいものとし、かつ、縦方向に長くなりすぎないような傾斜角 θ を決めることは、当業者であれば容易に想到する事項である。

5 また、本件発明 1 において、傾斜角 θ の下限を 2 5 度、上限を 4 5 度とすることについて、格別の技術的意義があるとは認められず、傾斜角 θ を 2 5 ～ 4 5 度にするることによって格別顕著な効果が奏されるとも認められない。

 そうすると、甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用する場合に、傾斜角 θ を 2 5 ～ 4 5 度とすることは、当業者が必要に応じて適宜選択し得た設計的事項であると認められる。

イ 相違点 2 の長辺同士の間隔 W の容易想到性について

 甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用して、軸方向を上下にして一列に 2 個並べた段を 2 段重ねて包装袋に包装する構成にした場合、収納する甲 2 記載事項のロール製品及びその収納形態に合わせて収納袋の短辺と長辺が設定されることとなり、長辺同士の間隔、すなわち短辺の長さは、ロール製品の直径とほぼ同様になる。甲 2 記載事項のロール製品（実施例 1 ないし 6）の直径は 1 2 0 mm 又は 1 3 3 mm であるから、長辺同士の間隔もほぼこの値となるところ、この数値は相違点 2 に係る本件発明 1 の長辺同士の
15
20 間隔 W の構成に相当する。

 また、本件発明 1 において、長辺同士の間隔 W の下限値を 1 0 5 mm、上限値を 1 3 4 mm とすることについて、格別の技術的意義があるとは認められず、長辺同士の間隔 W を 1 0 5 ～ 1 3 4 mm にすることによって格別顕著な効果が奏されるとも認められない。

25 そうすると、甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用する場合に、長辺同士の間隔 W を 1 0 5 ～ 1 3 4 mm とすることは、当業者が必要に応じて適宜選択

し得た設計的事項であると認められる。

ウ 以上によれば、甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用し、相違点 2 に係る本件発明 1 の構成を得ることは、当業者にとって容易に想到し得たものであると認められる。

5 (2) 原告の主張について

原告は、前記第 3 の 3 [原告の主張] のとおり、本件発明 1 の傾斜角と甲 1 発明の傾斜角とでは、それぞれの数値範囲をとる理由が異なり、傾斜角とロール製品の潰れに関係があるとの本件発明の着想は本件出願日当時に知られておらず、当業者はロール製品の潰れを防止するために傾斜角 θ を一定の
10 値に調整しようという発想に至らないこと、甲 1 発明の傾斜角は 2 列 2 段形態を前提として初めて意味のある数値であって、これを甲 2 記載の 1 列 2 段形態と組み合わせることはできないことなどから、相違点 2 のうち傾斜角 θ の相違に関する容易想到性についての本件審決の判断が誤りである旨主張する。

15 しかし、本件発明 1 において傾斜角の数値範囲が規律された根拠たる事情と、甲 1 発明において傾斜角の数値範囲が規律された根拠たる事情が異なるとしても、上記(1)アのとおり、甲 1 発明に甲 2 記載事項を適用する場合に、傾斜角を本件発明 1 における傾斜角の数値範囲にすることが、当業者が必要に応じて適宜選択し得た設計的事項であると認められるのであって、このこと
20 からすれば、傾斜角に関する相違点についての本件発明 1 の構成を得ることが容易に想到されるといえる。

また、本件発明 1 において傾斜角の数値範囲が規律された根拠たる事情は、本件明細書の【0020】に記載されているが、この段落の記載によっても、傾斜角 θ の下限値を 25 度、上限値を 45 度とした技術的意義は明らかでなく、傾斜角 θ を 25 ～ 45 度とすることについて、格別顕著な効果を奏する
25 とは認められないことは、上記(1)アのとおりである。

甲1において傾斜角 θ に言及している【0024】の記載は、上記(1)アに挙げたとおりであり、この記載は、2列2段形態を前提としたものであるが、傾斜角 θ が小さくなりすぎた場合、大きくなりすぎた場合に、それぞれどのような問題が生じるかに関する部分は、甲1発明に甲2記載事項を適用して、
5 長巻のロールを1列2段形態で収納した場合にも考慮することのできる事情であるから、上記の場合に、これらの事情を考慮しつつ、収納する甲2記載事項のロール製品及びその収納の形態に合わせて、甲1の【0024】に記載された20～50度という角度も参考に、包装袋の山折り稜線を掴みやすいものとし、かつ、縦方向に長くなりすぎないような傾斜角 θ を決めること
10 は、当業者であれば容易に想到する事項であるといえる。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 取消事由3に関する結論

以上によれば、相違点2に関する本件審決の判断に誤りがあるとは認められず、取消事由3には理由がない。

15 5 取消事由4（相違点3に関する判断の誤り）について

(1) 相違点3の容易想到性について

甲2記載事項の実施例1ないし6の巻き硬さ(mm)は、1.2、1.7、1.8又は2.3であり、本件発明1で特定されている巻き硬さである「1.0mm～3.0mm」の数値範囲内のものである。しかも、甲2の請求項1及び【0010】には巻き硬さの数値範囲を、本件発明1と同じ範囲である
20 1.0～3.0mmとすることが記載されている。

また、甲2の【0012】には、「ロール製品6の巻き硬さが上記下限値未満であると、トイレットロールが固すぎて、ロールの触感（柔らかさ）が劣る。ロール製品6の巻き硬さが上記上限値を超えるものは、ロールをフィルムで包装する際、ロールが潰れて見た目が悪くなる。」との記載があり、この
25 記載は、本件発明1のトイレットロールの巻き硬さを規定する方法に関する

本件明細書の記載（【0015】）と同一である。そうすると、甲2の【0012】の記載内容を前提として、甲1発明に甲2記載事項を適用する際に、ロール製品の巻き硬さについて、本件発明1の範囲とすることは、当業者であれば適宜決定し得たことである。

5 (2) 原告の主張について

原告は、前記第3の4〔原告の主張〕のとおり、相違点3の容易想到性に係る本件審決の判断が誤りである旨主張する。

しかし、甲1発明に甲2記載事項を適用し、相違点3に係る本件発明1の構成を得ることは、当業者にとって容易に想到し得たものであると認められる。

甲2の【0012】に、本件発明1の巻き硬さの数値範囲が記載されていないとしても、ロール製品の巻き硬さと、ロールの触感やロールが潰れて見た目が悪くなることの関係についての示唆があり、これに基づいて、甲1発明に甲2記載事項を適用する際に、巻き硬さを本件発明1の範囲とすることが当業者であれば適宜決定し得たと判断できるのであり、この判断が後知恵に当たるために許されないものであるとは解されない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 取消事由4に関する結論

以上によれば、相違点3に関する本件審決の判断に誤りがあるとは認められず、取消事由4には理由がない。

6 取消事由5（相違点4に関する判断の誤り）について

(1) 相違点4の容易想到性について

甲1の持手部4の長さについては、甲1の図4等の記載からして、持手部4のパネル部山折り稜線45、55の長さを超えて設定することは想定し得ず、パネル部山折り稜線45、55の長さを著しく下回る長さとすることも想定しがたいものといえる。

甲 1 発明に甲 2 記載事項のロール製品及びその収納形態を適用した場合、甲 1 の持手部 4 のパネル部山折り稜線 4 5、5 5 に沿う長さの方向にロール製品が 2 個収納されることになるから、包装袋とロール製品の間余分な隙間が生じないように、持手部 4 のパネル部山折り稜線 4 5、5 5 に沿う長さを、
5 ロール製品の巻直径のほぼ 2 倍とすることは、当業者が必要に応じて適宜決定し得た設計的事項であるといえることができる。

また、本件発明 1 では、把持部 4 と切妻屋根型の屋根に当たる部分とがどのように接続されているのか、具体的には、屋根に当たる部分と把持部 4 の長さに違いがあるのか、屋根の長辺に当たる部分が上方に行くに従って幅が
10 短くなっているのか、さらには、包装袋の長辺方向の長さとはガゼット部の長さとの関係について何ら特定されていないから、本件発明 1 の把持部 4 の長さの上限と下限の範囲に特段の技術的意義が存在するとは認められず、この長さの数值範囲をとることによって格別顕著な効果が奏されることも認められない。

以上によれば、甲 1 の持手部 4 の長さについて、その上限をロール製品の巻直径の 2 倍とし、その下限を、巻直径の 2 倍以下であるが、これを著しく
15 下回るものでない 7 2 % とすることは、当業者が通常の創作能力の範囲で適宜なし得た設計的事項であるといえるべきである。

(2) 原告の主張について

原告は、前記第 3 の 5 [原告の主張] のとおり、把持部の長さに係る構成は、ロール製品の端部にかかる負荷が大きくなりすぎてロール製品が潰れる
20 ことをより確実に防止するための構成であるところ、甲 1 においては、パッケージに接するロール製品の端部にかかる力を調整し、ロール製品の潰れを防止するという着眼点がないから、把持部の長さを本件発明 1 の範囲に調整する発想が生まれる余地がないと主張する。
25

この点、甲 1 において、把持部の長さに係る構成が、ロール製品の端部に

かかる負荷を調整してロール製品が潰れることを防止することに関わるものであるとの記載はなく、把持部の長さをどのように規定するかに関する記載もないが、甲1発明に甲2記載事項のロール製品及びその収納形態を適用した場合、持手部4のパネル部山折り稜線45、55に沿う長さを、ロール製品の巻直径のほぼ2倍とすることは、上記(1)のとおり、当業者が必要に応じて適宜決定し得た設計的事項であるし、把持部4の長さを持手部4のパネル部山折り稜線45、55に沿う長さより著しく下回るものとするのが考えがたいことも、上記(1)のとおりであって、把持部4の長さをロール製品の巻直径×2の72～100%とすることは、当業者が通常の創作能力の範囲で適宜なし得た設計的事項であるといえるとの結論は左右されない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 取消事由5に関する結論

以上によれば、相違点4に関する本件審決の判断に誤りがあるとは認められず、取消事由5には理由がない。

7 取消事由6（本件発明3の容易想到性に関する判断の誤り）について

(1) 本件発明3と甲1発明の相違点の容易想到性について

ア 本件発明3は、フィルムの坪量が $13 \sim 39 \text{ g/m}^2$ である本件発明1のロール製品パッケージである。

そうすると、本件発明3と、甲1発明の相違点としては、本件発明1と甲1発明との相違点1ないし4と同一の相違点のほか、「本件発明3では、『フィルムの坪量が $13 \sim 39 \text{ g/m}^2$ 』であるのに対し、甲1発明ではフィルムの坪量について特定していない点」がある。

イ 上記アの相違点について検討すると、甲2記載事項の実施例1ないし6のうち、実施例1ないし4及び6のフィルムの坪量 (g/m^2) は、25.

5又は32.5であり、本件発明3のフィルムの坪量の上記範囲内のものである。

また、甲2の【0014】には、フィルムの坪量を $25 \sim 45 \text{ g/m}^2$ とすることが記載され、さらにフィルムの坪量が 25 g/m^2 未満であると、パッケージの運搬時等に包装袋が破れ、 45 g/m^2 を超えると、ロール製品が潰れやすくなったり、フィルムがゴワゴワすることが記載されており、
5 フィルムの坪量を規定する上で考慮すべき技術的事項が示唆されている。

そして、本件発明3において、フィルムの坪量の下限を 13 g/m^2 、上限を 39 g/m^2 とすることについて、格別の技術的意義があるとは認められず、フィルムの坪量の数値範囲を $13 \sim 39 \text{ g/m}^2$ とすることによって格別顕著な効果が奏されるとも認められない。

10 そうすると、甲1発明に甲2記載事項を適用した場合に、甲2の【0014】に示唆されたフィルムの坪量を規定する上で考慮すべき技術的事項を踏まえて、フィルムの坪量の数値範囲を本件発明3の $13 \sim 39 \text{ g/m}^2$ とすることは、当業者であれば適宜選択し得た設計的事項であるというべきである。

15 ウ 原告は、前記第3の6〔原告の主張〕のとおり、甲2の【0014】には本件発明3の発明特定事項に至る具体的な示唆があるとはいえず、この点を技術常識から導くこともできないから、本件審決の容易想到性の判断は誤りであると主張するが、上記イの説示に照らし、採用することができない。

20 (2) 取消事由6に関する結論

以上によれば、本件発明3の容易想到性に関する本件審決の判断に誤りがあるとは認められず、取消事由6には理由がない。

8 取消事由7（本件発明4及び6の容易想到性に関する判断の誤り）について

(1) 本件発明4及び6と甲1発明の相違点の容易想到性について

25 ア 本件発明4は、本件発明1の構成要件のうち、「前記ロール製品の巻き硬さが $1.0 \sim 3.0 \text{ mm}$ であり、」との要件が「（前記ロール製品の巻き硬

さ (mm) / 前記フィルムの坪量 (g/m²) が 0.035 ~ 0.13 (mm / (g/m²)) であり、」との要件になっているロール製品パッケージである。

5 また、本件発明 6 は、本件発明 1 の発明特定事項に加え、「(前記ロール製品の巻き硬さ (mm) / 前記フィルムの坪量 (g/m²)) が 0.035 ~ 0.13 (mm / (g/m²)) であり、」との要件が加えられているロール製品パッケージである。

10 そうすると、本件発明 4 及び 6 と、甲 1 発明との相違点として、「本件発明 4 及び 6 では、『(ロール製品の巻き硬さ (mm) / フィルムの坪量 (g/m²)) が 0.035 ~ 0.13 (mm / (g/m²))』であるのに対し、甲 1 発明では(ロール製品の巻き硬さ (mm) / フィルムの坪量 (g/m²)) について特定していない点」がある。また、上記相違点を除き、本件発明 4 及び 6 と甲 1 発明との相違点として、本件発明 1 と甲 1 発明との相違点に含まれないものはない。

15 イ 上記アの相違点について検討すると、甲 2 記載事項の実施例 1 ないし 6 のロール製品 6 の巻き硬さ (mm) / フィルムの坪量 (g/m²) は、0.037、0.044、0.052、0.055 又は 0.071 であり、いずれも本件発明 4 及び 6 の数値範囲内のものである。

20 また、甲 2 の【0016】には、巻き硬さ (mm) / フィルムの坪量 (g/m²) を好ましくは 0.020 ~ 0.100 とすることが記載され、さらにフィルムの坪量がロールを締め付ける強さに関係し、巻き硬さがロールの潰れやすさに関係することが示唆されている。

25 そして、本件発明 4 及び 6 において、巻き硬さ (mm) / フィルムの坪量 (g/m²) の下限を 0.035、上限を 0.13 とすることについて、格別の技術的意義があるとは認められず、巻き硬さ (mm) / フィルムの坪量 (g/m²) の数値範囲を 0.035 ~ 0.13 とすることによって格

別顕著な効果が奏されることも認められない。

そうすると、甲1発明に甲2記載事項を適用した場合に、甲2の【0016】に示唆された技術的事項を踏まえて、巻き硬さ (mm) / フィルムの坪量 (g/m^2) を、本件発明4及び6に規定する数値範囲である0.035~0.13とすることは、当業者であれば適宜選択し得た設計的事項であるというべきである。

ウ 原告は、前記第3の7〔原告の主張〕のとおり、甲2の【0016】には本件発明4及び6の発明特定事項に至る具体的な示唆があるとはいえず、この点を技術常識から導くこともできないから、本件審決の容易想到性の判断は誤りであると主張するが、上記イの説示に照らし、採用することができない。

(2) 取消事由7に関する結論

以上によれば、本件発明4及び6の容易想到性に関する本件審決の判断に誤りがあるとは認められず、取消事由7には理由がない。

9 取消事由8 (本件発明7の容易想到性に関する判断の誤り) について

(1) 本件発明7と甲1発明の相違点の容易想到性について

ア 本件発明7は「前記シートの1枚当たりの坪量が $13 g/m^2$ を超え $17 g/m^2$ 以下である請求項1、3、4、6のいずれか一項記載のロール製品パッケージ」である。

そうすると、本件発明7と、甲1発明との相違点として、「本件発明7では、『シートの1枚当たりの坪量が $13 g/m^2$ を超え $17 g/m^2$ 以下である』のに対し、甲1発明ではシートの1枚当たりの坪量について特定していない点」がある。また、上記相違点を除き、本件発明7と甲1発明との相違点として、本件発明1と甲1発明との相違点に含まれないものはない。

イ 上記アの相違点について検討すると、甲2記載事項の実施例1ないし6のシート1ply当たりの坪量 (g/m^2) は、15.0又は16.8であ

り、いずれも本件発明7の数値範囲内のものである。

また、甲2の【0017】には、ロール製品が2plyの場合、シートの坪量が13.1～17.0g/m²であることが好ましいことが記載されており、これは本件発明7の「13g/m²を超え17g/m²以下」とほぼ一致するものといえる。さらに、同【0017】には、シートの坪量が上記下限値(13.1)未満であると、強度が低下すると共に使用感(嵩高さ)も低下することがあり、シートの坪量が上記上限値(17)を超えると、シートが固く感じて使用感が低下したり、これを長く巻いたときに巻直径が大きくなって、ペーパーホルダーに装着しにくくなることが記載されており、これは本件発明7におけるシート1枚当たりの坪量を規定する方法(本件明細書【0029】)と同一の内容である。

そして、本件発明7において、シートの1枚当たりの坪量の下限を13g/m²、上限を17g/m²とすることについて、格別の技術的意義があるとは認められず、上記坪量の数値範囲を13g/m²を超え17g/m²以下とすることによって格別顕著な効果が奏されるとも認められない。

そうすると、甲1発明に甲2記載事項を適用した場合に、甲2の【0017】に示唆された技術的事項を踏まえて、シートの1枚(1ply)当たりの坪量を、本件発明7に規定する数値範囲である13g/m²を超え17g/m²以下とすることは、当業者であれば適宜選択し得た設計的事項であるというべきである。

ウ 原告は、前記第3の8〔原告の主張〕のとおり、甲2の【0017】には本件発明7の発明特定事項に至る具体的な示唆があるとはいえず、この点を技術常識から導くこともできないから、本件審決の容易想到性の判断は誤りであると主張するが、上記イの説示に照らし、採用することができない。

(2) 取消事由8に関する結論

以上によれば、本件発明 7 の容易想到性に関する本件審決の判断に誤りがあるとは認められず、取消事由 8 には理由がない。

10 取消事由 9（原告の防御権を保障しなかった手続上の違法）について

5 (1) 原告は、前記第 3 の 9〔原告の主張〕のとおり、引用文献 1 及び 2 を職権で採用して取り調べるに当たっては、口頭審理の審理事項通知書においてこの点を予告するか、遅くとも口頭審理において言及し、かつ口頭審理終了後に上申書等の書面の提出機会を与えるなど原告に十分な反論の機会を与えるべきであったのに、このような機会を与えなかったこと、及び、引用文献 1 に基づく事実認定として、本件審決において本件審決予告と異なる事実認定
10 をするに当たり、原告に対して追加の反論の機会を与えなかったことについて、手続的な違法があると主張する。

しかし、前記第 2 の 1(4)の事実及び証拠（甲 1 2、1 3、2 1）によれば、本件審決をした審判体は、本件審決予告（甲 2 1）において、引用文献 1 及び 2 を、引用文献 3 及び 4 とともに挙げ、これらに基づいて、本件出願日当
15 時に存在した技術常識を認定したこと、原告は、本件審決予告を受けて、本件訂正請求をしたが、本件訂正請求に係る訂正請求書（甲 1 2、1 3）において、「付言」として、本件審決予告においてされた技術常識の認定が誤りであるとの主張をしたことが認められる。これらの事情によれば、原告は、引用文献 1 及び 2 に対する反論の機会を実質的に与えられていたと認められる。

20 本件審決をした審判体がした技術常識に関する事実認定のうち、本件審決における技術常識 a、b の認定は、これらに相当する技術常識に関する本件審決予告における認定と対照すると、表現が異なる部分がある。しかし、事実認定の基礎とした引用文献 1 中の具体的な記載部分及び甲 2 の段落（【0 0 0 2】）は同一であり、省スペース、取替頻度減少のための長巻き化について
25 の技術常識、及び 4 ロールパッケージについての技術常識の認定である点も変わらない。これらの事情によれば、本件審決をした審判体が、本件審決

において本件審決予告と異なる事実認定をするに当たり、原告に対して追加の反論の機会を与えなかったことをもって、原告の防御権が侵害されたとはいえない。

5 以上によれば、原告の主張を検討しても、本件審判請求に基づく審判手続について手続的な違法があるとは認められない。

(2) 取消事由9に関する結論

以上によれば、本件審判請求に基づく審判手続に手続的な違法があるとは認められず、取消事由9には理由がない。

11 その他、原告は、各取消事由について種々の主張をするが、これらの主張を
10 検討しても、本判決の結論は左右されない。

12 結論

以上のおりであり、原告が主張する取消事由はいずれも理由がなく、本件審決について、これを取り消すべき違法はない。したがって、原告の請求は棄却されるべきである。

15 よって、主文のおり判決する。

知的財産高等裁判所第3部

20 裁判長裁判官

中 平 健

25 裁判官

今 井 弘 晃

裁判官水野正則は、転補により署名押印することができない。

5

裁判長裁判官

中 平 健

別紙1 省略

5 1 甲 7

「

東洋経済
ONLINE

10月26日 (水) 記事を探

トップ 連載・特集 会員限定 ビジネス 政治・経済 マーケット キャリア・教育

ライフ ▶ 日本のトイレは地球を救う

トイレトペーパーの知られざる「表と裏」

裏側でふく人は、ちょっと損をしているかも

1 2 3 4 5

上田 真緒：ライター、編集者 著者フォロー 2014/12/12 6:00

[シェアする](#) [ツイートする](#) [ブックマーク](#) [メールで送る](#) [印刷](#) [拡大](#) [縮小](#)

日本のトイレはもはや排泄するだけの場所ではない。日本人の「清潔好き」と「技術力の高さ」が相互にトイレ環境を磨き上げ、独自の発展を遂げ、かつてない高みに到達している。この特集では、日本のトイレ文化が世界にもたらす未来について、5日連続で紹介していく。5日目は、トイレ空間に欠かせない「トイレトペーパー」、そして「ハンドドライヤー」の進化を追う。

[1日目「日本のトイレは排泄するだけの場所じゃない！」はこちら。](#)
[2日目「81歳創業者はなぜトイレを素手で磨くのか？」はこちら。](#)
[3日目「『TOTOトイレ開発100年』が日本人を変えた！」はこちら。](#)
[4日目「『空飛ぶトイレ』『グリーントイレ』って何だ？」はこちら。](#)

男性のほうが几帳面、ジャバラに折りたたむ人も

トイレトペーパーには「表」と「裏」があるのをご存じだろうか。

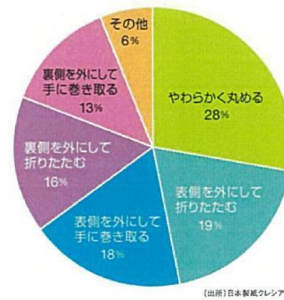
「表側は、トイレトペーパーが巻いてある状態で表面に出ているほうです」と、「スコッティ」「クリネックス」ブランドでおなじみの日本製紙クレシア・マーケティング部長の高津尚子さんは話す。

「裏側でふいている人は、少し損をしているかもしれませんが。エンボス加工によって凸凹をつけており、裏側のほうが少しけばだっていて感触がざらつきみになります。シングルは特にそう。ただ、けばだっているほうが摩擦で汚れが取れやすいので、お好みによりませんが」。

自分がトイレットペーパーをどう使っているか思い浮かべてみよう。

同社のアンケート調査によると、トイレットペーパーの使い方は実にさまざま。最も多いのは「やわらかく丸める」(28%)。続いて「表側を外にして折りたたむ」(19%)、「表側を外にして手に巻き取る」(18%)、「裏側を外にして折りたたむ」(16%)、「裏側を外にして巻き取る」(13%)。

■ トイレットペーパーの使い方



あなたはどのよう使っている？

「長年、調査していますが、女性はやわらかく丸めてくしゃくしゃと使う人が多い。男性のほうが几帳面なたたみ方をする傾向があります。トイレットペーパーを使う回数が女性より少ないからでしょうか。ミシン目に沿ってきれいに折りたたんだり、ミシン目のところでジャバラのように折りたたむ人もいます」

ジャバラ!? パンツを下ろした格好でジグザグに折りたたんでいる姿を見てみたいものだ。しかし、トイレの使い方と同様、他人のトイレットペーパーの使い方目にする機会はほぼない。

ほかの調査結果も聞いておこう。トイレットペーパーを使う量は、「小」の場合、平均約100センチ。「大」の場合は約200センチ。シングルでもダブルでも同じ程度。トイレットペーパー市場全体の「シングル」と「ダブル」の売り上げは、ざっくりとシングル4割、ダブル6割。

「市場全体で再生紙のトイレットペーパーが6割を占め、再生紙はダブルが多いからです。再生紙のシングルはあまりありません。1回紙にしたものをもう1回紙にするため、繊維が短くなって弱くなるからです。シャワートイレを使った後に再生紙のトイレットペーパーでふくと、紙が弱いのでお尻に張り付くのが嫌だという消費者の声もあります」

2 引用文献 1

「

1963年、1ロール45円で発売

同社がロール状のトイレトペーパー「スコット トイレトティシュー」を初めて発売したのは1963年。高度成長期に公団住宅に洋式トイレが標準装備され、普及が進んだ流れと符合する。

といっても、当時は高級商品。1ロール単位で個別に包装され、標準価格は45円。シングルのみで、色はブルー、ピンク、白、黄色の4色。新聞広告を出し、百貨店の特設売り場で販売されるほど、目新しいものだった。



「スコットトイレトティシュー」



洋式トイレの普及とともにロールタイプのトイレトペーパーが広がっていく。

ロール数が少ないと、買う頻度が多くなる。1964年に2ロールパッケージ、1970年に4ロールパッケージ、1985年に12ロールパッケージが発売され、多ロール化が進んだ。

だが、12ロールパッケージは持ち帰るのかかさばり、自宅でストックする際にもスペースを取ってしまう。



多ロール化が進む

それを解消するため、1997年に8ロールで12ロール分の長さという、1.5倍巻きの商品が発売。12ロールパッケージに比べてかさばらず省スペースだが、同じ容量だ。買う頻度も取り替える頻度も少なくて済む。

しかし、発売してすぐは売り上げが伸びなかった。「12ロールパッケージがトイレトペーパーだという固定観念がすでに根付いていましたから。でも一度買っていただくと、リピーターになっていただける商品となりました。当時、洗剤などのコンパクト化が進み、「軽薄短小」がもてはやされた時代でもありました」。

5

3 引用文献 2

「

P

日本工業規格

JIS
4501-1993

トイレットペーパー

Toilet tissue papers

1. 適用範囲 この規格は、巻取りのトイレットペーパー（以下、トイレットペーパーという。）について規定する。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS P 8110 試験用紙採取方法

JIS P 8111 試験用紙の前処理

JIS P 8112 紙及び板紙のミュールン依圧形試験器による破裂強さ試験方法

JIS P 8124 紙のメートル坪量測定方法

JIS Z 8401 数値の丸め方

2. 品質 トイレットペーパーは、衛生的で適度の柔軟性があり、水にほぐれやすく、すきむら、破れ、穴など使用上の欠点がなく、4.によって試験し、表1の規定に適合しなければならない。

なお、しんは、円筒形の丈夫なものを用いる。

表1 品質

坪量 g/m^2 破裂強さ kPa (10枚) ほぐれやすさ s
18以上 78以上 100以内

備考 表1の規定は、2枚以上重ねて巻き取ったものについては各々1枚ごとに適用する。

3. 形状・寸法

3.1 形状 形状は、巻取りとし、巻きむらがあってはならない。

3.2 寸法 紙幅、1巻（ロール）の長さ、しんの径及び巻取りの径は、表2のとおりとする。ただし、1巻（ロール）の長さについては、表2に示す以外の寸法を受渡当事者間で定めることができる。

表2 寸法

項目	寸法	許容差
紙幅 mm 114		± 2
1巻（ロール）の長さ m 27.5 32.5 55 65 75 100		+ 3 0
しんの径（内径） mm	38	± 1
巻取りの径 mm 120以下		-

備考 1巻（ロール）の長さ及びその許容差の規定は、2枚以上重ねて巻き取ったものについては、重ねたままで適用する。

5

」

4 引用文献3

「

ふれあひ観光文化都市
埼玉県 日高市
HIDAKA CITY OFFICIAL WEB SITE

暮らし・手続き 健康・福祉 文化・スポーツ 観光・環境 市政情報

Google 検索 組織から探す organization Search 施設を探す Facility Search イベントを探す Event Search よくあるご質問 Questions お問い合わせ Contact Us

現在の位置 ホーム > 組織から探す > 総合政策部 > 市政情報課 > 広報・市政情報担当 > 広報・広聴 > 広報ひだか > 特集ページ > 平成30年5月号特集 「1人1日10グラム」の減量にご協力ください!」

平成30年5月号特集 「1人1日10グラム」の減量にご協力ください!

平成29年10月分から30年3月分までの市民1人当たりの可燃ごみ量は89.7キログラムで、昨年と同時期(89.3キログラム)と比較し0.4キログラム増加しています。今後も引き続き可燃ごみの減量にご協力ください。

市民の皆さんが1人1日10グラムの減量をする、6か月間で1人当たり約1.8キログラムの減量となり、市全体の処理費用で約410万円が節減できることとなります。

お問い合わせ 環境課廃棄物対策担当

減量で節減できた分は、ごみ出しがもっと便利になる事業などに活用するよ!

平成30年

- 平成30年10月号特集 「リニューアル後の図書館に満足していますか?」
- 平成30年9月号特集 「未来(あした)へつなぐこの夏の体験」
- 平成30年5月号特集 「1人1日10グラム」の減量にご協力ください!
- 平成30年4月号特集 「平成30年度末末につなぐ予算と重点施策」

リサイクルできる紙類の代表例と重さ



ティッシュペーパーの箱 (30グラム)



生ビール等の紙パック (30グラム)



食品の箱 (19グラム)



牛乳パック (30グラム)



食品カップの箱 (32グラム) ・ 芯 (31グラム)



トイレトペーパーの芯 (6グラム)

ティッシュペーパーの箱1つを古紙に出すだけで、家族3人1日分の減量になるんだね！



5 引用文献 4

「

YAHOO! JAPAN 知恵袋 IDでもっと便利に新規取得
ログイン ふるさと納税でPayPayポイントもらえる

このカテゴリで探す カテゴリ Q&A一覧 公式・専門家

知恵袋トップ > カテゴリ一覧 > 暮らしと生活ガイド > 日用品、生活雑貨

daj***さん** 2回答
2019/4/2 19:52

トイレットペーパーの長さを計算するにはどうしたらいいですか？
分かっている情報は1ロール60メートル
芯の半径1.9cmロールの半径5.1cm
トイレットペーパーの重さ145g
芯の重さ4gです
お
願いします

[折りたたむ ▲](#)

日用品、生活雑貨 | [会社情報](#)、[業界市場リサーチ](#)・296閲覧・ 250

共感した 知恵コレ 共有 違反報告

以上

別紙3 省略

別紙4 省略